

第 6 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和4年3月24日(木) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

(1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (資料1)

(3) 議案第15号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則 (資料2)

2 陳 情

(1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める
陳情書〔継続審議〕

3 協 議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報 告

(1) 教育長報告

① 令和4年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料3)

② 令和4年予算特別委員会における質問項目について (資料4)

③ 「第4次練馬区立小中学校における食育推進計画(案)」について (資料5-1、5-2)

④ 令和3年度練馬区教育実践発表会について (資料6)

⑤ 令和3年度練馬区立中学校英語4技能検定の実施報告について (資料7)

⑥ 令和4年度練馬区立小学校英語4技能検定の実施について (資料8)

⑦ 指定管理者の指定について (資料9)

⑧ その他

議案第14号

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

「学校施設係
学校給食係
給食調理係
学校保健係
少年自然の家係」

「学校施設係」に改め、同款のつぎにつぎのように加える。

保健給食課

学校給食係

給食調理係

学校保健係

少年自然の家係

第2条の表教育振興部の部教育指導課の款中「給与係」を

「給与係
サポート人材推進係」に改め、同表こども家庭部の部子育て支援課の款中

「子ども育成係
運営支援係
放課後児童対策係
放課後児童対策調整係」
「児童館係
放課後対策第一係
放課後対策第二係
放課後対策調整係」
を
に改める。

第3条第2項の表中「教育振興部教育施策課長
教育振興部保健給食課長」を「教育振興部教育施策課長」

に改め、同条第3項の表教育指導課の部を削る。

第14条の表教育振興部の部教育総務課の款職員係の項第3号中「こと」のつぎに「（他の課に属するものを除く。）」を加え、同項第4号中「こと」のつぎに「（保育課に属するものを除く。）」を加え、同部学校施設課の款管理係の項中第4号および第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同款学

校給食係の項から少年自然の家係の項までを削り、同款のつぎにつぎのように加える。

保健給食課

学校給食係

- (1) 学校給食の運営に関する事。
- (2) 学校給食の指導に関する事。
- (3) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (4) 学校における食育の推進に関する事。
- (5) 給食室の改修計画に関する事。
- (6) 厨房設備機器の設置、更新等に関する事。
- (7) 課の庶務事務に関する事。
- (8) 課内他の係に属しない事。

給食調理係

- (1) 学校給食調理技術の水準の確保に関する事。
- (2) 学校給食調理業務の委託に関する事。

学校保健係

- (1) 区立学校児童生徒および区立幼稚園児の保健管理に関する事。
- (2) 学校医等の任免に関する事。
- (3) 学校事故の事後処理および災害共済給付制度に関する事。
- (4) 区立学校の体育連合行事に関する事。
- (5) 区立学校のプール指導（夏季休業中に行うもの）に伴う指導員の報償費の支給に関する事。
- (6) 学校環境衛生に関する事。

少年自然の家係

- (1) 少年自然の家に関する事。
- (2) 区立学校の移動教室および修学旅行に関する事。

第14条の表教育振興部の部教育指導課の款出退勤等システム担当係長の項をつぎのように改める。

サポート人材推進係

- (1) 学校におけるサポート人材の任用・報酬に関すること。
- (2) 学校図書館の運営に関すること。
- (3) 教職員出退勤システムおよび学校図書館蔵書管理システムの運用に関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款子ども育成係の項中「子ども育成係」を「児童館係」に改め、同項第1号中「（課内他の係に属するものを除く。）」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同款運営支援系の項および放課後児童対策係の項をつぎのように改める。

放課後対策第一係

- (1) ねりっこクラブの運営に関すること。
- (2) 学童クラブの入会制度および保育料に関すること。
- (3) 学童クラブ連絡メールおよびキッズ安心メールに関すること。
- (4) 児童館および学童クラブ職員の研修に関すること。
- (5) 練馬区放課後子ども総合プランに関すること。

放課後対策第二係

- (1) ねりっこクラブおよび学童クラブの業務委託契約に関すること。
- (2) 指定管理者または業務委託により運営する学童クラブの運営に関すること（児童館内学童クラブを除く。）。
- (3) 放課後児童等の広場事業に関すること。

第14条の表こども家庭部の部子育て支援課の款放課後児童対策調整係の項中「放課後児童対策調整係」を「放課後対策調整係」に改め、同部保育課の款保育認定係の項につぎの1号を加える。

- (4) 副食費の徴収に関すること。

第15条の表教育振興部保健給食課長の項を削る。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月24日

教育委員会事務局

練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

教育委員会事務局組織について、新たな行政課題に対応するとともに、より効率的で効果的な事務の執行体制を整備するため所要の改正を行う。

2 改正の内容

教育振興部保健給食課、教育指導課ならびにこども家庭部子育て支援課を以下のとおり改組し、その分掌事務を整理する。

(1) 教育振興部保健給食課の改組

「教育振興部保健給食課長」を廃止し、「保健給食課」を新設する。

(2) 教育振興部教育指導課の改組

「出退勤等システム担当係長」を廃止し、「サポート人材推進係」を新設する。

(3) こども家庭部子育て支援課の改組

ア「子ども育成係」を廃止し、「児童館係」を新設する。

イ「運営支援係」を廃止し、「放課後対策第一係」を新設する。

ウ「放課後児童対策係」を廃止し、「放課後対策第二係」を新設する。

エ「放課後児童対策調整係」を廃止し、「放課後対策調整係」を新設する。

(4) 分掌事務および担当課長の担当事務の整理

ア 教育振興部教育総務課の分掌事務を整理する。

イ 教育振興部学校施設課の分掌事務を整理する。

ウ 教育振興部教育指導課の分掌事務を整理する。

エ こども家庭部子育て支援課の分掌事務を整理する。

オ こども家庭部保育課の分掌事務を整理する。

カ 教育振興部保健給食課長の担当事務を整理する。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>教育振興部</p> <p> [略]</p> <p> 学校施設課</p> <p> [略]</p> <p> <u>学校給食係</u></p> <p> <u>給食調理係</u></p> <p> <u>学校保健係</u></p> <p> <u>少年自然の家係</u></p> <p> [新設]</p> <p> [新設]</p> <p> [新設]</p> <p> [新設]</p> <p> [新設]</p> <p> 教育指導課</p> <p> [略]</p> <p> 給与係</p> <p> [新設]</p> <p> こども家庭部</p> <p> 子育て支援課</p> <p> [略]</p> <p> <u>子ども育成係</u></p> <p> <u>運営支援係</u></p> <p> <u>放課後児童対策係</u></p> <p> <u>放課後児童対策調整係</u></p> <p> [略]</p> <p> [略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 事務局につきの担当課長を置く。</p> <p> 教育振興部教育施策課長</p>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 事務局につきの部、課および係を置く。</p> <p>教育振興部</p> <p> [略]</p> <p> 学校施設課</p> <p> [略]</p> <p> [削る]</p> <p> [削る]</p> <p> [削る]</p> <p> [削る]</p> <p> <u>保健給食課</u></p> <p> <u>学校給食係</u></p> <p> <u>給食調理係</u></p> <p> <u>学校保健係</u></p> <p> <u>少年自然の家係</u></p> <p> 教育指導課</p> <p> [略]</p> <p> 給与係</p> <p> <u>サポート人材推進係</u></p> <p> こども家庭部</p> <p> 子育て支援課</p> <p> [略]</p> <p> <u>児童館係</u></p> <p> <u>放課後対策第一係</u></p> <p> <u>放課後対策第二係</u></p> <p> <u>放課後対策調整係</u></p> <p> [略]</p> <p> [略]</p> <p>(部、課および係の長等ならびに担当課長)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 事務局につきの担当課長を置く。</p> <p> 教育振興部教育施策課長</p>

教育振興部保健給食課長

[略]

3 事務局につぎの担当係長を置く。

[略]

学校施設課

[略]

教育指導課

出退勤等システム担当係長

[略]

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部

(1)～(4) [略]

教育総務課

[略]

職員係

(1)・(2) [略]

(3) 会計年度任用職員の報酬に関すること。

(4) 会計年度任用職員の社会保険に関すること。

[略]

[略]

学校施設課

管理係

(1)～(3) [略]

(4) 区立学校の施設および給食の調整に関すること。

(5) 学校栄養補助員（部内他の課および課内他の係に属しないもの）に関すること。

(6)・(7) [略]

[削る]

[略]

3 事務局につぎの担当係長を置く。

[略]

学校施設課

[略]

[削る]

[削る]

[略]

(分掌事務)

第14条 事務局の部、課、係等の分掌事務は、つぎのとおりとする。

教育振興部

(1)～(4) [略]

教育総務課

[略]

職員係

(1)・(2) [略]

(3) 会計年度任用職員の報酬に関すること（他の課に属するものを除く。）。

(4) 会計年度任用職員の社会保険に関すること（保育課に属するものを除く。）。

[略]

[略]

学校施設課

管理係

(1)～(3) [略]

[削る]

[削る]

(4)・(5) [略]

[略]

学校給食係

- (1) 学校給食の栄養指導に関する
こと。
- (2) 学校給食の衛生管理に関する
こと。
- (3) 学校給食の食育の推進に関する
こと。
- (4) 学校給食運営委員会に関する
こと。
- (5) 学校給食職員の研修および講習等に関する
こと。
- (6) 学校栄養補助員配置校の献立
作成に関する
こと。
- (7) 学校給食の趣旨普及および調査
研究に関する
こと。
- (8) 学校給食用食材料の共同購入
に関する
こと。
- (9) 給食室の改修計画に関する
こと。
- (10) 厨房設備機器の設置、更新等
に関する
こと。
- (11) 学校給食用物品の購入に関する
こと。

給食調理係

- (1) 学校給食調理技術の水準の確保
に関する
こと。
- (2) 学校給食調理業務の委託に関する
こと。

学校保健係

- (1) 区立学校児童生徒および区立
幼稚園児の保健管理に関する
こと。
- (2) 学校医等の任免に関する
こと。
- (3) 学校事故の事後処理および災害
共済給付制度に関する
こと。

[略]

[削る]

[削る]

[削る]

(4) 区立学校の体育連合行事に関すること。

(5) 区立学校のプール指導（夏季休業中に行うもの）に伴う指導員の報償費の支給に関すること。

(6) 学校環境衛生に関すること。

少年自然の家係

(1) 少年自然の家に関すること。

(2) 区立学校の移動教室および修学旅行に関すること。

(3) 区立学校の臨海学校および林間学校に関すること。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[削る]

保健給食課

学校給食係

(1) 学校給食の運営に関すること。

(2) 学校給食の指導に関すること。

(3) 学校給食の衛生管理に関すること。

(4) 学校における食育の推進に関すること。

(5) 給食室の改修計画に関すること。

(6) 厨房設備機器の設置、更新等に関すること。

(7) 課の庶務事務に関すること。

(8) 課内他の係に属しないこと。

給食調理係

(1) 学校給食調理技術の水準の確保に関すること。

(2) 学校給食調理業務の委託に関すること。

学校保健係

(1) 区立学校児童生徒および区立幼稚園児の保健管理に関すること。

[新設]

教育指導課

(1)～(6) [略]

[略]

給与係

(1)・(2) [略]

出退勤等システム担当係長

(1) 教職員出退勤システムの導入
および運用に関すること。

(2) 学校図書館蔵書管理システム
の運用に関すること。

[新設]

こども家庭部

(1)・(2) [略]

子育て支援課

[略]

子ども育成係

(1) 児童館に関すること（課内他
の係に属するものを除く。）。

と。

(2) 学校医等の任免に関するこ
と。

(3) 学校事故の事後処理および災
害共済給付制度に関すること。

(4) 区立学校の体育連合行事に関
すること。

(5) 区立学校のプール指導（夏季
休業中に行うもの）に伴う指導
員の報償費の支給に関するこ
と。

(6) 学校環境衛生に関すること。

少年自然の家係

(1) 少年自然の家に関すること。

(2) 区立学校の移動教室および修
学旅行に関すること。

教育指導課

(1)～(6) [略]

[略]

給与係

(1)・(2) [略]

サポート人材推進係

(1) 学校におけるサポート人材の
任用・報酬に関すること。

(2) 学校図書館の運営に関するこ
と。

(3) 教職員出退勤システムおよび
学校図書館蔵書管理システムの
運用に関すること。

こども家庭部

(1)・(2) [略]

子育て支援課

[略]

児童館係

(1) 児童館に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 児童館および学童クラブ職員の研修に関すること。

(5) [略]

運営支援係

(1) 学童クラブの新設に関すること。

(2) 指定管理者または業務委託により運営する児童館および学童クラブに関すること。

(3) 放課後児童等の広場事業に関すること。

[新設]

[新設]

放課後児童対策係

(1) ねりっこクラブの実施に関すること。

[新設]

[新設]

放課後児童対策調整係

[略]

[略]

保育課

[略]

保育認定係

(1)～(3) [略]

[新設]

[略]

[略]

(2)・(3) [略]

[削る]

(4) [略]

放課後対策第一係

(1) ねりっこクラブの運営に関すること。

(2) 学童クラブの入会制度および保育料に関すること。

(3) 学童クラブ連絡メールおよびキッズ安心メールに関すること。

(4) 児童館および学童クラブ職員の研修に関すること。

(5) 練馬区放課後子ども総合プランに関すること。

放課後対策第二係

(1) ねりっこクラブおよび学童クラブの業務委託契約に関すること。

(2) 指定管理者または業務委託により運営する学童クラブの運営に関すること（児童館内学童クラブを除く。）。

(3) 放課後児童等の広場事業に関すること。

放課後対策調整係

[略]

[略]

保育課

[略]

保育認定係

(1)～(3) [略]

(4) 副食費の徴収に関すること。

[略]

[略]

(担当課長の担任意務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担任意務は、つぎのとおりとする。

[略]

教育振興部保健給食課長

- (1) 学校給食の栄養指導に関すること。
- (2) 学校給食の衛生管理に関すること。
- (3) 学校給食の食育の推進に関すること。
- (4) 学校給食運営委員会に関すること。
- (5) 学校給食職員の研修および講習等に関すること。
- (6) 学校栄養補助員配置校の献立作成に関すること。
- (7) 学校給食の趣旨普及および調査研究に関すること。
- (8) 学校給食用食材料の共同購入に関すること。
- (9) 給食室の改修計画に関すること。
- (10) 厨房設備機器の設置、更新等に関すること。
- (11) 学校給食用物品の購入に関すること。
- (12) 学校給食調理技術の水準の確保に関すること。
- (13) 学校給食調理業務の委託に関すること。
- (14) 区立学校児童生徒および区立幼稚園児の保健管理に関すること。
- (15) 学校医等の任免に関すること。
- (16) 学校事故の事後処理および災害共済給付制度に関すること。
- (17) 区立学校の体育連合行事に関する

(担当課長の担任意務)

第15条 第3条第2項の規定により設置された担当課長の担任意務は、つぎのとおりとする。

[略]

[削る]

こと。

(18) 区立学校のプール指導（夏季休業中に行うもの）に伴う指導員の報償費の支給に関すること。

(19) 学校環境衛生に関すること。

(20) 少年自然の家に関すること。

(21) 区立学校の移動教室および修学旅行に関すること。

(22) 区立学校の臨海学校および林間学校に関すること。

[略]

付 則 [略]

[略]

付 則 [略]

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

現 行

教育振興部

教育総務課

教育施策課

学務課

学校施設課

保健給食課

教育指導課

管理係

教職員係

給与係

出退勤等システム担当係長

副参事

学校教育支援センター

管理係

研究相談係

教育相談係

学校支援係

光が丘図書館

改 正 案

教育振興部

教育総務課

教育施策課

学務課

学校施設課

保健給食課

教育指導課

管理係

教職員係

給与係

サポート人材推進係【新設】

副参事

学校教育支援センター

管理係

研究相談係

教育相談係

学校支援係

支援調整係【新設】

光が丘図書館

※学校教育支援センター・図書館の事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

練馬区教育委員会事務局組織 一覧

現 行

こども家庭部

子育て支援課

庶務係

児童手当係

子ども育成係

運営支援係

放課後児童対策係

放課後児童対策調整係

学校応援団・開放係

児童施設係

こども施策企画課

保育課

保育計画調整課

青少年課

練馬子ども家庭支援センター

副参事(都派遣研修)

改 正 案

こども家庭部

子育て支援課

庶務係

児童手当係

児童館係

放課後対策第一係

放課後対策第二係

放課後対策調整係

学校応援団・開放係

児童施設係

こども施策企画課

保育課

保育計画調整課

青少年課

子ども家庭支援センター

副参事(都派遣研修)

副参事

※練馬子ども家庭支援センターの事項は、規則ではなく処務規程により定めている。

議案第15号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

第17条のつぎにつぎの1条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、日または時間を単位として、5日（体外受精および顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内で承認する。

3 不妊治療のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 時間を単位として与えられた不妊治療のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

5 委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第32条の2中「第18条」を「第17条の2」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月24日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月21日制定）の一部を改正する条例により、特別休暇に不妊治療のための休暇を新設することに伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の所要の改正を行う。

2 改正の内容

不妊治療のための休暇に係る規定を新たに設ける。

- (1) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。
- (2) 1会計年度において、日または時間を単位として、5日（体外受精および顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内で承認する。
- (3) 時間を単位として与えられた不妊治療のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。
- (4) 委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等が確認できる証明書等の提出を求めることができる。
- (5) 第32条の2 再任用職員等が、退職以前に規定する休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする規定の休暇に、不妊治療のための休暇を加える。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>[新設]</p> <p>(再任用職員等に関する特別休暇等の特例) 第32条の2 再任用職員等が、<u>第16条、第18条</u>から第20条まで、第23条から第28条までおよび第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(不妊治療のための休暇)</p> <p><u>第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</u></p> <p><u>2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、日または時間を単位として、5日（体外受精および顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内で承認する。</u></p> <p><u>3 不妊治療のための休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</u></p> <p><u>4 時間を単位として与えられた不妊治療のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。</u></p> <p><u>5 委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等を行うことを確認できる証明書等の提出を求めることができる。</u></p> <p>(再任用職員等に関する特別休暇等の特例) 第32条の2 再任用職員等が、<u>第16条、第17条の2</u>から第20条まで、第23条から第28条までおよび第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p> <p>付 則 [略]</p>

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年第一回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育について1

【質問】

教育委員会として、これまでに行っている医療的ケア児の支援の取組について伺う。また、今回の第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン素案において、医療的ケア児に対する支援を充実する為、新たな支援方針を策定するとしているが、具体的な内容について伺う。

今後、医療的ケア児の増加が見込まれる中、個々の状況に適切に対応する為には、支援を行える人員を確実に確保する必要があると考えるが、見解を伺う。

国立成育医療研究センターの調査によると、コロナ禍の生活環境の変化によるストレスや不安から、神経性食欲不振といった摂食障害となる小中学生が増加しているとのことである。子供達の変化に気づき、適切な治療につなげていく必要があると考えるが、どのように対応して行くのか見解を伺う。

東京2020オリンピック・パラリンピック大会によるレガシーを子供達の心に残し、健やかな成長につなげるために、教育委員会として今後どのように取り組むのか伺う。

【答弁】

令和3年に医療的ケア児支援法が成立した。区は、法の成立に先駆け、独自の取組みを続けてきた。学校に非常勤看護師を配置するほか、「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、学校や保育園等において医療的ケア児を受け入れてきた。令和元年度からは23区で初めて訪問看護ステーションと連携した支援を行っており、現在、10名の子供たちに、たんの吸引・導尿・経管栄養・血糖値測定及びインスリン投与を行っている。支援により、自ら処置が行えるようになった子供たちもいる。

今後増加が見込まれる医療的ケア児に的確に対応することや、医療的ケアからの自立の促進、個々のケアの状況に応じた家庭への助言などを含む新たな方針を福祉、医療と連携して策定する。また、支援人員の確保と体制の充実に努めていく。

摂食障害は子供たちの心身の成長に大きな影響が生じるが、本人に自覚がなかったり、保護者が障害と認知していないことがある。小中学校では、給食時などの日常的な観察や定期的な体重測定等により、早期の発見と対応に努めている。保健指導や医療機関での治療を勧めるとともに、心の問題など複雑な要因が絡むケースについてはカウンセリングにつなげている。今後も、より細やかな観察を行い適切な支援につなげることに加え、保護者等の理解や協力を得られるよう周知・啓発を行っていく。

各学校では、参加国についての調べ学習に加え、競技選手を招いた体験学習、障害のある方や高齢者との交流など、幅広く教育活動を行い、聖火の採火も体験した。区のホストタウンであるデンマークやエクアドルの選手団と交流を深めることができ、社会奉仕の精神や思いやりの心、自己実現に向けた努力や困難に立ち向かう意欲などが培われた。今後は、オリ・パラ教育の成果を引き継ぎ、取組を継続・発展して実施することにより、子供たちに共生・共助社会の形成者としての資質・能力を育成していく。

教育について2

【質問】

学級閉鎖が相次いでいるが授業の中断による教育の機会が奪われないように、教育委員会としてオンライン授業の支援体制を強化すべきと要望するが、所見を伺う。

修学旅行については、教育的意義と学習効果を勘案しながら、感染防止に最大限配慮す

るとともに、区として検査キットを確保する等支援体制を強化し、実施するよう要望する。また、予算化された区内約400か所の幼稚園と保育施設への二酸化炭素濃度測定器の配布を早期に行うことを要望するが、所見を伺う。

【答弁】

区では今年度、教員のサポート体制を強化するため、ICT支援員を倍増した。第6波に備えて各校とデータセンターを繋ぐ主回線の増設、貸与用のモバイルルーターの確保などを進めてきた。現在、区立小中学校では学級閉鎖等で登校できない児童生徒に対し、オンライン授業を実施している。

修学旅行は、緊急事態宣言解除後の昨年10月以降、中学校8校で実施した。残る25校は感染状況を十分に見極めて、2月23日以降に代替事業を含めて実施する予定である。実施にあたっては、検査キットを活用した事前検査を行うなど、感染対策を講じていく。また、二酸化炭素濃度測定器の幼稚園・保育園への配備については、本年6月を目途に準備を進めている。

教育について3

【質問】

区では、学校・地域連携事業を全小中学校で実施しており、地域との連携をテーマにした研究校があると伺っている。スクールガバナンスをより強化する観点と、学校コーディネーターなどによる多様な学校運営から合議体である学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動と連携した学校運営となる事を要望するが、所見を伺う。

区では、中学校の選択制度を通じて魅力ある学校づくりを目指す中で、部活動の選択肢は大きな要素のひとつであるが、地域によっては、やりたい部活がないことで他の学校を選択することから、部員不足で継続が厳しい部活動もある。渋谷区では、生徒数の減少や指導教員の不足に伴い、学校区域の枠を超えて部活動ができるようにしており、外郭団体に指導員を派遣して区内の会場に集まって部活動を実施している。区においても生徒がやりたい部活動が出来るような仕組みを検討すべきと考える。また関連して、昨年度導入した部活動指導員の成果や課題、今後の取組計画など、区の所見を伺う。

区では、これまでもSDGsと食の関わりから食品ロス削減を推進してきた。今後、事前に給食メニューを選択できる残食を無くすりザーブ給食推進や、採食メニューを定期的に推進するなど給食の残食ゼロ運動週間等の期間を設け、更なる推進強化の検討を要望するが、区の所見を伺う。

【答弁】

教育委員会では従来から、地域の多様な人材を活用し、教育活動の充実を図る「学校・地域連携事業」や、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を反映するため学校評議員制度等を実施してきた。

令和3年度からは、地域と協働した学校運営をテーマとした教育課題について、小学校2校、中学校1校を研究指定校として取り組んでいる。各指定校では、町会長や青少年委員など地域の方々と学校とで協議会を設置し、地域のネットワーク形成と学校や地域の課題解決に向けた活動を進めている。研究指定校の成果やこれまでの取組を検証し、家庭や地域と協働した学校運営について、引き続き研究していく。

部員数が少ない区立中学校では、合同チームを編成して大会に参加するなど工夫した活動を行っている事例もあり、今後も各学校の状況に応じた活動を働きかけていく。また、令和2年度から単独で指導や引率ができる部活動指導員を3校で導入しており、生徒が専門的な指導を受けられ、教員の負担軽減も図られている。人材確保が課題であり、都教育委員会の人材派遣制度なども活用して、今後配置の拡大を検討していく。

食品ロス削減による環境への配慮は、食育の重要課題の一つである。区では従来からメニューを事前に選択できる「セレクト給食」を行っており、残食が減少するなどの効果があるため、今後実施日の拡大を検討する。また、児童生徒へのアンケート結果を献立に反

映したり、個々の適量に応じた配食を実施するなど、残食低減に向けた様々な取組を実施していく。

教育について4

【質問】

昨年12月に「練馬区教育振興基本計画」の素案が公表されたが、本計画策定にあたって、区の基本姿勢を伺う。

英語の環境に身をおくことのできる夏季イングリッシュキャンプ事業の対象は希望する中学1年生全員とのことだが、できるだけ多くの生徒が参加したくなるような、魅力あるプログラムに仕上げていただきたいと要望する。現時点で構想されている内容なども踏まえて見解を伺う。

昨年2月の予算特別委員会で、中学生海外派遣の事業継続とZOOMや手紙による海外交流を要望した際、実施を検討するとのことであったが、現在の実施状況を伺う。

学力向上への寄与や、学校図書館を自分の居場所だと思ってくれているような子供たちへの救いになるよう、学校図書館の最大限の活用と併せて勤務日数の増加など勤務状況の改善と有資格者の人材確保に努めていただくよう要望するが、見解を伺う。

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されるとともに、平成23年4月1日には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権課題として、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられ、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する」とこととされた。

拉致問題が今後とも風化することなく、児童生徒が拉致問題について理解を深められるよう、アニメ「めぐみ」を全校で視聴することにより、それらの問題について考える契機を付与すべきだと要望する。また、教員の研修実施も併せて要望するが、見解を伺う。

【答弁】

今回の計画は、昨年3月に改定した練馬区教育・子育て大綱にあわせて現計画を見直すものである。第二次ビジョンや改定アクションプランとの整合を図り、大綱の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」の実現に向けて、教育の質の向上、家庭や地域と連携した教育の推進、支援が必要な子どもたちへの取組の充実を今後5年間の目標としている。

来年度から中学校1年生を対象に実施する夏季イングリッシュキャンプは、実践的な英語によるコミュニケーションの機会を増やし、学習意欲を高めることを目的としている。外国人講師のもと生徒がグループを作り、様々な体験活動を行う考えもある。また、レクリエーションの要素も取り入れ、宿泊する少年自然の家周辺の自然環境も活用する予定である。引き続き、校長や英語科の教員などの意見を聞くとともに、プロポーザル方式で選定した事業者からの提案も参考に事業内容を精査し、多くの生徒が参加するよう取り組んでいく。

中学校生徒海外派遣事業については、新型コロナウイルス感染症が、区と相手国ともに一定程度収束し、相手国の受入が可能になった段階で再開する考えである。オンライン等による海外交流については、東京都教育委員会が実施する海外の学校との交流支援事業などの活用を検討していく。

有資格者である学校図書館管理員の配置により、学校からは「児童生徒の読書意欲が向上した」「図書を使った調べ学習が充実している」といった声があり、有効性を実感している。来年度は、学校図書館管理員を全小中学校に配置する。配置日数を含めた、学校図書館の活用促進の方策については、今後検討していく。

平成20年に作成されたアニメ「めぐみ」は、拉致被害の実態を学ぶうえで有効な教材と考えている。今年度は約6割の区立小中学校で、道徳科の授業や教員の校内研修等において視聴されている。また、政府が菅我ひとみさんを招いて実施した教員研修の収録映像は、

昨年9月に、区教育委員会が実施した人権教育研修会において視聴する機会を設け、教員への啓発を行った。引き続き、拉致問題への理解を深める取組を進めていく。

教育について5

【質問】

コロナ感染症が拡大し、全国的にも休園・休校となる状況が続いている。昨年の長期休校を契機とした状況や影響、それによる教育格差にはなっていないか、また、長期休校後のアフターフォローは行われたのかなど、区の確認状況について伺う。

修学旅行や移動教室など学校行事は、昨年は中止となることが多かった。今年度の実施状況と、中止の場合はどのような代替案を検討しているのか伺う。

今年度はタブレット導入の初年度となるが、児童生徒の取組状況はいかがか。混乱などなくスムーズに導入が完了したか、タブレット導入による学習状況を伺う。

【答弁】

本年度実施した全国学力・学習状況調査や東京都統一体力テストなどの結果では、学習内容の定着度については例年と比べ、大きな変化はなかったが、体力や運動意欲には低下傾向が見られた。調査結果を踏まえ、各学校では子供たちが楽しんで運動できるよう、タブレットパソコンによる動画配信など、ICT機器を活用した授業や授業以外の運動時間を確保する等の取組を行っている。

教育委員会では、緊急事態宣言が解除された昨年10月以降、校外授業を再開した。小学校6年生の移動教室は、昨年12月までには減泊して概ね実施し、修学旅行については、これまで中学校8校で実施した。未実施の25校については、感染防止策を講じて2月23日以降実施する考えである。

中学校2年生のスキー移動教室は本年1月から開始したが、5校と特別支援学級4校1グループを実施して以降、コロナの感染拡大のため中止せざるを得なくなった。また、小学校5年生の移動教室は6年生の日程を最優先としたため、少年自然の家の利用が困難となり中止とした。学年末の時期であるため、中止になった校外授業の代替を全校一律に実施することは日程上難しいものと考えている。

児童生徒の習熟が進み、各校では有効に活用した効果的な授業を行っている。家庭学習やオンライン授業での活用も進めている。

教育振興基本計画について

【質問】

2022年度から4年間の教育振興基本計画の改定版素案が発表された。計画では教員の働き方改革への取組として、教員サポート人材の配置やデジタル教材の活用、専門的知識を持つ外部人材の積極的活用などとしているが、国の教員配置基準を是正し、教員定数そのものを増やすこと、教職員の話し合いに基づいて、不要不急の業務を削減・中止するなど、根本から業務の見直しを行うこと、コロナ禍において子供一人ひとりを支え、行き届いた教育を充実させるために、教員自身を支える心のケア体制の強化を図ることなどの取組が必要ではないか。見解を伺う。

昨年、小学校全学年で35人学級の実施が決定したが、前倒しの検討がされていないのはなぜか。また、少人数学級を前倒しするための課題は何か、改めて伺う。

コロナの影響で子供の貧困はより深刻化しており、就学援助制度は従来の取組を継続するのではなく、対象基準を引き上げるべきである。また、地域全体で子供を育て、子供の成長を支えるという観点から、学校給食費無償化の実施を国や都に求めるとともに、区独自に小中学校給食費の一部補助に取り組むべきと考えるが、いかがか。

計画全体の目標として「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子供たちの育成」を掲げており、そのために人権教育を推進するとしている。子供たちの心と体を守り、性

を積極的肯定的に捉える包括的性教育は欠かせない。また、区内でも子供の人権を侵害する校則があることや、自由を縛る実態が浮き彫りになっており、校則の問題も盛り込むべきである。また、教育基本法では、「人格の完成」を教育の目的の中心に据えている。個人の尊厳、多様性を大事にする教育をどのようにつくるのか、これまで指摘してきた4点を計画に位置づけるべきだが、区の見解を伺う。

【答弁】

区では、平成30年度に策定した働き方改革推進プランに基づき、サポート人材の配置や学校徴収金管理システムの導入等に加え、学校行事の見直しを行い、教員の負担軽減を図ってきた。また、毎年度全教員対象のストレスチェックを行い、必要に応じて医師の面談を実施するなど、心のケアに取り組んでいる。今後とも、教員の働き方改革に取り組んでいく。教員定数は義務教育標準法に基づいており、区独自に教員定数を増やす考えはない。

35人学級の導入に当たっては、教員の確保とともに普通教室を確保する必要がある。区では、国の方針に基づき、小学校における35人学級の令和7年度までの順次導入を着実に進めていく。

就学援助の認定基準は、生活保護基準の1.2倍としており、12区でこの基準を採用している。給与収入ベースで換算した場合、4人世帯で年収500万円程度が対象となる。現行水準は妥当なものと認識しており、認定基準を変更する考えはない。また、学校の給食費は学校給食法の規定に基づき食材料費のみを負担していただいている。無償化や一部補助を行う考えはない。

各学校では、児童生徒が人権感覚を十分に身に付けられるよう、人権教育を推進している。性教育は、学習指導要領に基づき児童生徒の発達段階に応じた指導を実施している。学習指導要領に記載のない内容を取り扱う場合は、児童生徒の実態を十分踏まえ、保護者に丁寧な説明をしたうえで、理解・了承を得て実施するなどの慎重な対応を促している。校則については、時代の変化や社会情勢等を踏まえた見直しを各校に働きかけ、標準服の見直しなど学校の実情を踏まえた取組がすでに進められている。これら4つの項目については、すでに教育振興基本計画の取組に掲げている。

イエナプラン教育について

【質問】

オランダから世界に広まったオルタナティブ教育「イエナプラン」では、教室や校舎内に、ソファや寝ころべるスペースがあったり、自分で時間割を決められ、一人でパソコンに向かったり、グループワークをしたりと、自分のペースで学習が可能である。異年齢が前提のため、発達の遅さも当然と受け入れられ、重度障害者も含めた完全なインクルーシブ教育を実現した。イエナプラン教育への評価、今の学校の枠におさまらない子供たちへのオルタナティブ教育の必要性について、見解を伺う。

【答弁】

個性を尊重するイエナプランは、オランダ国内を中心に実践されている教育であり、導入を進めている自治体がある一方で、取組が広がっていない実態もあると認識している。日本の学校教育は、集団学習と個別学習を融合させながら個性を尊重し、学習の機会や学力を含めた全人的な発達・成長の保障、居場所としての福祉的な役割等を担っている。伝統的な教育に比べて柔軟性を持つオルタナティブ教育の要素も網羅されているものと捉えている。

性教育とジェンダー平等について

【質問】

ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」改訂版には、人間関係、価値観、人権、文化等、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康とウェルビーイング

のためのスキル、人間のからだの発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康の8つのキーコンセプトが掲げられ、各項目を5～18歳以上の4グループに分け、各発達段階にあわせて教える。日本の性教育の中心である発達や生殖を理解するためには、寛容さ、人権、ジェンダー平等といった基礎を教えることが必要である。このガイダンスに対する見解を伺う。

子供の性被害防止策の拡充について伺う。また、子供が性被害にあった際に打ち明けやすくする工夫と被害防止のための、ジェンダー教育の重要性について見解を伺う。

【答弁】

現在、区立小中学校では学習指導要領に基づき、望ましい人間関係や体の発達など、発達段階に応じた性に関する正しい知識や考え方を身に付ける学習を行っている。また、あらゆる教育活動を通じて、互いの人権や自他の生命を尊重する心情を育てており、国際セクシュアリティ教育ガイダンスが示すコンセプトと同様の内容を学んでいる。

学習指導要領に示されていない内容を扱う場合は、児童生徒の身体的・精神的発達や、個人差に十分配慮し、保護者に丁寧な説明をしたうえで実施するなどの慎重な対応を促している。

性被害防止については、国が作成した資料「生命（いのち）の安全教育」を活用して学習を進め、悩みを抱えた子供に対しては、いつでも相談できる環境を整えている。

学校のルール・校則・制服について

【質問】

学校における明文化されないルールは、何のためにあり、どのように生徒に周知されているのか。また、学校のルールを生徒自身が考え、意見を言い、変える仕組みを、小学生においても担保・周知すべきだが、見解を伺う。

今年度、区の中学校において、生徒自身による校則の見直しは2件であった。たとえば、『誘拐、性被害にあわないよう気を付けよう』『途中で不審者らしき人に出会ったら「避ける・逃げる・助けを呼ぶ」この3つを実践する』というような、犯罪被害は本人の注意不足、自己責任かのようにとられかねない校則は、見直すべきであるが、見解を伺う。

女子生徒のスラックスが26校で導入済み、来年度6校、残る1校は協議中と進んだが、髪型や服装の規定自体が人権に踏み込むものであり、男女ともに長さや髪型を指定すべきではない。見解を伺う。

校則は全体的に「中学生らしい」服装や髪型という記述が目立つが、「中学生らしさ」とは何か、誰がどのような権限で決定できるのか、見解を伺う。

標準服は値段が高すぎる、貧富の格差がわかりづらいなどメリット、デメリット両方が指摘される。私服の選択制について、見解を伺う。

授業中のひざ掛けについて、使用禁止と許可の両方の学校があるが、タイツ等も含め、気候や体調による対策は、原則本人の自由とすべきであり、見直しについて見解を伺う。

【答弁】

校則は、学校が教育目的を実現していく過程で、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定めているものであり、児童生徒の発達段階に応じて、社会規範の遵守について適切な指導を行う重要な教育的意義がある。

校則の内容は、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて見直す必要があるため、毎年度全ての区立小中学校において校則の見直しを行い、必要に応じて改正を行っている。見直しに当たっては、生徒総会で議題に掲げたり、校内に意見箱を設置することなどにより児童生徒の考えを採り入れている。学校評価アンケートや学校評議会等により保護者や地域の意見も聞いている。

児童生徒の考えや保護者等の意見を聞くなどの取組により、標準服におけるスラックスの選択、持ち物や服装、頭髪など見直しが進められている。

「明文化されていないルール」については、社会規範に関わるものが多く、発達段階に

応じた日常の指導として行っている。「髪型」や「中学生らしい」という表現については、学校が児童生徒の実態を踏まえ社会通念上の考え方を示しているものであり、地域や校内等で一定の共通理解を図りながら指導に当たっている。

「標準服」は、学校での着用が望ましいとされる服装を示したものであり、保護者や地域との協議を経て各学校が設定している。教育委員会として、私服の選択制を導入する考えはない。

「ひざ掛けやタイツ」に関するきまりは原則的なものであり、各学校が児童生徒の健康を優先し、柔軟な対応が図られているものと考えている。教育委員会としては、今後も児童生徒や保護者等の意見を踏まえ、人権の視点にも配慮しながら、各学校が継続的に見直しを進めるよう促していく。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

【質問】

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が昨年6月に公布された。将来的に学校現場に限らず、あらゆる子育て関連の場所から子供たちを性暴力から守らなければならないと考えるが、今回の教育職員等を対象とした法整備について所見を伺う。

【答弁】

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」では、児童生徒性暴力の禁止、学校の設置者や学校・教職員等の責務が定められた。教育委員会としては、区立小中学校への教員配置や学校運営の管理を担う立場から、引き続き、学校現場における事件・事故防止に向けてサービス管理の徹底を図る必要があると考えている。

また、同法では児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者のデータベースの整備、教員免許状の再授与に関する特例などが規定されている。これまで、教員免許状の再授与については、免許失効後3年を経過すれば、再び免許を取得できることとなっていたが、同法の施行により、国のデータベースを活用し、都道府県教育委員会がわいせつ行為等で免許を失効した者に対する再授与の可否を判断することとなり、教員の採用時においても同様に採否を判断できるようになった。今回の法整備による教員任用の一層の厳格化は、児童生徒性暴力等の防止に有効であると受け止めている。

安全対策について

【質問】

来年度、都の予算に住宅街から塾や公園等に向かう経路に、防犯カメラを設置する予算が計上されている。区民の安全を守るためにも防犯カメラ設置拡充を要望するが、所見を伺う。

【答弁】

区では、これまでに通学区域へ391台の防犯カメラを設置した。さらに、町会・自治会、商店会などにおいて883台を設置し、今後も要望に応じて設置費用を助成していく。都は、令和4年度予算案に子供たちの帰宅時の防犯対策として、都内で200台分の防犯カメラ設置費用補助制度を発表した。補助対象として、住宅街から塾や公園等に向かう経路上への設置を想定しており、今後詳細を確認していく。

発達障害児と薬の問題について

【質問】

発達障害の子供の服薬について、教育委員会と教育現場において、薬の副作用は理解・周知されているか、教員による服薬管理や強要問題について、見解を伺う。また、学校における薬に対する理解・啓発、教員の負担軽減等の支援が必要だが、見解を伺う。

【答弁】

発達障害のある子供の服薬については、本人と保護者、学校の共通理解のもと、医師の判断により、適切に服用されている。教員のみで判断して服薬を促す指導を行うことはない。発達障害などの特別な支援が必要な児童生徒に対しては、障害特性や服薬時を含めた子供の状態を理解し、具体的な支援方法を習得するため、教員を対象とした研修を実施している。また、必要に応じて学校生活支援員を配置し、教員の負担軽減を図っている。

教育長と子供たちとの交流について**【質問】**

小金井市では教育長自らがワークショップに参加し、子供たちの生の声と姿に感銘を受けたそうである。練馬区の教育長にもぜひこういった取組に自ら足を運び、ともに体験をし、子供たちの生の姿に触れて頂きたいと思うが、いかがか。

【答弁】

教育長はスポーツ大会や文化活動の場に積極的に足を運び、子供たちの応援や激励をしている。近年はコロナ禍により子供たちの活動の機会が減少しているが、再び、子供たちと一緒に多くの感動ができる日が来ることを心待ちにしている。

行政への子供の意見の反映について**【質問】**

主権者教育の意味でも、公園づくり、学校の改築、統廃合など、子供に関わる施策には、子供向けの説明会やヒアリングの場を開くなど、子供の声を反映する仕組みを導入すべきであるが、見解を伺う。

【答弁】

小中一貫教育校大泉桜学園の開校にあたっては、児童生徒からも意見を募り校名や校歌を決定し、標準服についても児童生徒へのアンケート結果を踏まえて導入した。

また、令和2年4月に開園した上石神井こもれび公園では、近隣小学校児童によるワークショップを行い、子供たちが描いた「理想の公園イメージ」を基本設計に反映し、整備した。今後も、子供たちの声を事業執行に活かしていく。

高校生までの医療費無償化について1**【質問】**

都の子ども医療費助成の対象が2023年度から高校生まで拡大する見通しとなった。高校生までの医療費の助成を都より1年前倒しして行うべきと提案するが、区の所見を伺う。高校生までの医療費の全額助成が無理なら、入院費のみの助成を提案するがいかがか。

【答弁】

先月28日に報道発表された東京都の「令和4年度東京都予算案の概要」において、高校生相当年齢への医療費助成制度の開始に向けた区市町村等の準備経費の補助が発表された。都は、今月下旬に開催する特別区児童主管課長会において、詳細な説明をすることとしている。区としては、今後、都からの説明や動向を注視し、検討していく。

高校生までの医療費無償化について2**【質問】**

高校生のいる家庭では、塾や進学などで教育費がかさむ中、保護者の負担を少しでも軽減する事が重要である。子ども医療費の無償化について考えを伺う。

令和5年4月より都においては、医療費無償化に向けて、合意ができた区市町村から実

施することを決定した。区においても高校3年生までの医療費の助成を行うべきと考える。また、都は、所得制限を設けているが、区では所得制限を設けずに、区独自の財源を充てるべきと考える。

子育ての重要課題として高校3年までの医療費無償化実現に向けて、都との協議を進めるための連携を密にしていくべきと考える。併せて所見を伺う。

【答弁】

子ども医療費の助成に関しては、平成5年度に区単独で3歳未満を対象に開始して以来、10年度には小学校就学前児童まで、18年度には入院医療費を対象に小学生まで、19年度には中学生まで拡げてきた。更なる拡大については、対象年齢や所得制限・自己負担などに様々な意見があることから、他区の動向等も注視し、幅広い観点から、助成のあり方について検討してきたところである。

先月28日に報道発表された東京都の「令和4年度東京都予算案の概要」において、高校生相当年齢への医療費助成制度の開始に向けた区市町村等の準備経費の補助が発表された。都は、今月下旬に開催する特別区児童主管課長会において、詳細な説明をすることとしている。区としては、今後、都からの説明や動向を注視し、検討していく。

高校生までの医療費無償化について3

【質問】

今年になって各種報道で、東京都が2023年度から18歳までの医療費無料化を実施する方針であることが明らかになった。制度が実施されることになれば、区としても手を挙げていただきたいと考えるが、いかがか。

【答弁】

先月28日に報道発表された東京都の「令和4年度東京都予算案の概要」において、高校生相当年齢への医療費助成制度の開始に向けた区市町村等の準備経費の補助が発表された。都は、今月下旬に開催する特別区児童主管課長会において、詳細な説明をすることとしている。区としては、今後、都からの説明や動向を注視し、検討していく。

保育について

【質問】

保育園の民間委託化を心配する保護者に対しては、安心できる体制と丁寧な説明を引き続き進めていただきたいと思うが、区の考えを伺う。

第三者評価機関の活用もあるが、保育士自身のモチベーションや働きやすい環境を整えること、継続勤務やスキルを上げていくことで、全体的な保育の質の向上につながると思う。保育士の就業環境の改善、研修制度の充実をさらに進めて欲しいが、所見を伺う。

【答弁】

区立保育園の委託にあたっては、委託開始3年前から保護者への事前説明を行い、事業者選定後は、保護者、事業者、区の三者による意見交換会、委託開始後は運営委員会を継続して行っている。引き続き、保護者への丁寧な対応に努めていく。なお、委託園はいずれも、保護者アンケートや東京都福祉サービス第三者評価において高く評価されている。

保育士の就業環境の向上については、区はこれまで、キャリアアップ補助金や職員宿舍借上げ支援事業補助金等を活用した保育士等への処遇改善に取り組んできた。この度の国の保育士等の収入引き上げにも迅速に対応していく。

また、保育士の事務作業の負担軽減を図るため、保育所のICT化を推進しており、民間保育施設への導入補助を実施している。

研修については、昨年度から保育課内に専管係を設置し、すべての区内保育施設を対象に、乳児保育や障害児保育、安全・危機管理など、7つの分野を体系的に設定し、専門知識の習得やレベルアップを図る研修を実施している。

引き続き、保護者が安心して保育サービスを利用できるよう、取組を進めていく。

谷原保育園の廃園について

【質問】

区は、区立谷原保育園について、2023年度から新規の募集を停止し、すべての子供たちが卒園した2027年度末に廃園すると突然発表した。今後、段階的に子供たちが卒園していけば、異年齢児保育や行事などができなくなり、子供たちに大きな影響を与えることになる。子供たちに大きな負担をかけてまで、廃園の必要があるのか。また、計画に反対する保護者を中心に署名活動が行われ、短期間に5360筆もの署名が集まった。区はこうした声を真摯に受け止め、廃園計画は撤回すべきである。廃園の理由を老朽化としているが、廃園ではなく改築をすれば良い。一方で区は、近隣に私立園を誘致するとしている。廃園と誘致はセットであり、事実上の民営化ではないか。直営園を減らすことは保育サービスの後退ではないか。見解を伺う。

個別の説明は行うとしているが、当事者が求めているのであれば、教室型の説明会を開催すべきだが、なぜ開かないのか見解を伺う。

【答弁】

谷原保育園は、老朽化が進行し、将来の安定した保育の提供に課題があった。今回、近隣の生産緑地の買い取り申し出を受け、民間の力を活用し、保育サービスの充実を図るため、民間保育所を誘致するものである。

事業者の募集にあたっては、現在の谷原保育園以上の定員とし、障害児保育は区立園と同じ定員3名とするほか、新たに延長保育や0歳児保育も実施する考えである。今回の民間保育所の誘致により、地域の保育サービスが後退することはない。

閉園時期は、在園児に配慮し、在園児が全員卒園した後の令和8年度末を目途とする。

在園児の保護者に対しては、生産緑地取得の過程で、昨年11月にお子様の卒園後に閉園する考えをお知らせし、個々のご質問に対応した。その後、谷原保育園に関する計画は、練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕素案に盛り込み、12月から1月にかけて6か所のオープンハウスでの説明やパブリックコメントなどを行ってきた。谷原保育園に関する個別の説明会も12月に3日間開催し、丁寧に説明してきた。保護者のご意見を踏まえ、今後、異年齢交流などについても検討する。現時点で改めて全体説明会を開催する考えはないが、引き続き、随時相談に応じていく。

子供施策について1

【質問】

本年4月に更に、私立認可園7カ所を開設し、定員を381人拡大し、更に来年度に向けて私立認可園9カ所、定員410名を増加し、練馬こども園を一園認定する計画を掲げている。子育て世代には魅力的な政策であり、子を産み育てるなら練馬区でという広報を含め、取り組むべき重要な課題である。今後の待機児童対策について、区の見解を伺う。

児童相談体制「練馬区モデル」について、今後のスケジュールと相談体制がどのように充実されるのか具体的に伺う。

【答弁】

前川区長就任以来、幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設や「待機児童ゼロ作戦」などを展開し、全国トップクラスとなる定員増に取り組み、昨年4月、待機児童ゼロを達成した。現在、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しの検討に向けたニーズ調査を行っている。待機児童ゼロを継続していくため、調査結果を踏まえ、地域や年齢ごとの需給バランスを考慮しながら、私立認可保育所の整備や練馬こども園の拡大を進めていく。併せて、医療的ケア児の受入や障害児保育の拡充、3歳の壁対策など保育サービスの充実に取り組んでいる。こうした区の見解を、今後とも区ホームページやSNS等で

幅広く発信していく。

仮称都立練馬児童相談所は、令和4年度に実施設計、5年度に施設内の改修工事を行い、6年度に設置される予定である。都立児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに迅速に行われるようになる。都の広域的・専門的行政と、基礎的自治体である区の身近な支援の緊密な連携を更に深めていく。

子供施策について2

【質問】

国では「こども家庭庁」の創設、都では子供施策を推進するため「子供政策連携室」が設置される。今後、区としても区政全般を、子供目線で捉え直し、施策を推進する必要があると思うが、区の考えを伺う。

令和6年度、区立子ども家庭支援センター内に仮称都立練馬児童相談所を開設後、子ども家庭支援センター職員のスキルアップのため、都児童相談所への長期派遣やサテライトオフィス等、今後の体制はどのようになるか。また、具体的にこれまでより機能が充実され、飛躍的に前進する点について伺う。

【答弁】

区は、平成24年4月から、子供に関わる施策を教育委員会に一元化して推進してきた。みどりの風吹くまちビジョンにおいて、子ども・子育て施策を柱の第一に位置付け、幼保一元化施設「練馬こども園」、保育所待機児童ゼロ作戦、都区合同の児童虐待対応拠点など様々な「練馬区モデル」を実現してきた。引き続き、子供たちの笑顔輝くまちの実現に向けて総合的な支援を行っていく。

都は、令和4年度予算案で、仮称都立練馬児童相談所設置の経費を計上した。区立練馬子ども家庭支援センターが所在する施設内に、6年度に設置される予定である。都立児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに迅速に行われるようになる。都の広域的・専門的行政と、基礎的自治体である区の身近な支援の緊密な連携を更に深めていく。

これまで、区職員の都児相への通年派遣を行ってきた。都児相の設置により、子ども家庭支援センター職員のスキルアップが日常的に図られるものと考えている。

成人年齢の引下げについて

【質問】

明治9年以降、成人年齢は20歳と定められてきたが、平成30年6月13日に成人年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、本年4月から成人年齢が18歳に引き下げられる。区においては、成人の日のつどいの対象は来年度以降も20歳としたが、その理由について伺う。

区はこれまでに全庁的な検討組織を設け、若年者における効果的な消費者教育のあり方など、関係機関の対応策等について検討するために、毎年準備を進めてきたが、どのように進められてきたのか伺う。また、若年者の自立を促す施策や消費者被害の拡大防止の施策などは、引き続き対策を講じていくべきと考えるが、対応について併せて伺う。

近い将来成人を迎える中学生を対象に、基本的な権利や責任、消費者被害の防止・救済について理解し、自立心が養われるよう、成人年齢引き下げによる環境に対応した消費者教育が必要であると考え。消費者庁では、消費者教育の推進および消費者市民社会の概念の普及に関する活動を担う地方公共団体公認マスコットキャラクターに対し、消費者庁長官より「消費者教育推進大使」を委嘱している。周知活動の一つとして、消費者教育・啓発の取組を身近なものに感じてもらうため、「ねり丸」の活用について所見を伺う。

【答弁】

今回の引下げにおいて、飲酒・喫煙などは20歳が維持され、全ての権利を行使できるのは20歳となる。18歳は受験や就職の準備等で時間的・精神的にも余裕がない時期でもあるため、区としては、成人の日のつどいの対象年齢を、これまでと同様、20歳とした。

若者は、知識・経験・判断力の不足により、消費者被害に遭うケースもある。自立した消費者を育成するための教育を充実させる必要があると認識している。そのため、区では平成31年1月に、経済課・教育指導課・青少年課などで構成する区内関係者連絡会議を設置し、消費者情報の周知や啓発について、関係各課が連携して取り組むこととした。

中学生に対しては学習指導要領に基づき、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫することについて指導している。区内の高校生向けには、区の消費生活相談員による出張講座などを実施している。青少年課のホームページには、成年年齢引下げの周知にあわせて、消費者だより特集記事「若者が狙われやすい悪徳商法」をリンクするなど消費者被害の拡大防止に努めている。今後も、若年者が消費者被害にあわないように、区報やホームページ、ツイッターなど様々なツールを活用し、啓発と周知を行っていくとともに、ねり丸の活用についても検討していく。

成人式について

【質問】

としまえんの跡地に「スタジオツアー東京 メイキングオブハリー・ポッター」が令和5年春に完成する。可能であれば成人式は、この施設を借り、区ならではのお祝いとして盛大に行っていただきたいと要望する。大人数の式典が難しいようであれば、せめてハリー・ポッターの入場チケットを贈るなどし、区内在住者ならではの醍醐味を感じていただけるよう関係機関と協議をお願いする。また、コロナ禍で区として成人式を祝ってあげられなかった年の方々にも、施設での友との再会の機会をつくっていただくよう要望するが、所見を伺う。

【答弁】

ワーナーブラザーズからは、施設の構造上、大規模な式典等を実施することは困難と聞いているが、今後、提案も含め、新成人の門出の記念日をお祝いできるようなつどいの実施に向けて協議していく。

ボーイスカウト活動支援について

【質問】

ボーイスカウトの活動を持続的に行なっていくために指導者も必要になる。ねりま区報の掲載やスカウト説明会の後援、幼稚園・保育園、各小中学校やPTA、おやじの会等、教育・学校関係者への周知啓発の機会の創出と募集チラシの配布など、区として積極的な広報に協力してもらいたいと要望するが、見解を伺う。また、スカウト活動にあたり公共施設等で減免になる施設があるのか伺う。

【答弁】

これまでもボーイスカウトのイベントなどは区報に掲載しており、指導者の人材確保に向けた広報についても、検討していく。また、教育委員会後援名義の使用承認を受けた事業は、区立施設等でのチラシ配布を行っている。

施設利用については、春日町・南大泉の青少年館においては、青少年団体として登録することにより使用料が免除される。また、構成員の半数以上を中学生以下の方が占める団体は、団体登録により学校施設は免除、スポーツ施設や地区区民館など区立施設は、半額に減額される。

(参考) 区長部局答弁

(仮称)都立練馬児童相談所について

【質問】

児童相談体制について、区長の考えを伺う。

【答弁】

東京都は、令和4年度予算案において、仮称都立練馬児童相談所設置の経費を計上した。特別区は、基礎的自治体であり、区民の生活圏は各区の中では完結せず、子供も大人も区の領域を超えて広域的に通学・通勤している。従って、児童相談行政については、区による地域に根差したきめ細かい支援と都の広域的・専門的な支援の組み合わせがベストであると一貫して申し上げてきた。

今回の東京都の予算化で、私が主張してきた「児童相談所は広域専門行政である」という方向に、都は明らかに舵を切ったのだと思っている。

令和4年3月24日
教育委員会事務局

令和4年予算特別委員会における質問項目について

1 教育費

- (1) 日時 令和4年3月1日(火) 午後1時～4時45分
(2) 場所 全員協議会室
(3) 質問要旨

<p>支援が必要な 子どもたちへの取組</p>	<p>1 ヤングケアラーについて</p> <p>(1) ヤングケアラーの現状について (2) 目的と課題について (3) 区が行う実態調査の方法について (4) 国および区の調査による分析状況について (5) 区が把握した事例や行った支援について (6) 区で設置している要保護児童対策協議会における関わり方について (7) 区としてヤングケアラー政策を追加した経緯と意味合いについて (8) 啓発リーフレットの概要について (9) 啓発リーフレットの活用方法について (10) 相談・支援体制の充実について (11) スクールソーシャルワーカーの拡充について (12) ヤングケアラー支援のための指標と地域全体でヤングケアラーを支える仕組みについて (13) 実態調査時に子どもの権利を説明することの必要性について (14) ヤングケアラー支援のための家事サービス等の導入について</p> <p>2 不登校対策について</p> <p>(1) 適応指導教室(上石神井)の運営状況について (2) 不登校実態調査の概要と実施状況について (3) 学校復帰を目指す支援について (4) 復学の考え方と教員に対する事例の調査について (5) 病気による欠席者数およびその支援について (6) 不登校実態調査の今後の予定および調査結果の活用について</p> <p>3 医療的ケア児への支援について</p> <p>(1) 訪問看護ステーションとの連携事業の成果および保護者の声について (2) 新支援方針における訪問看護ステーションとの連携事業の位置づけおよび障害者団体などの当事者からの意見聴取について (3) 在学中に医療的ケアが必要となった事例および対応方法の新支援方針への規定について</p> <p>4 特別支援教室について</p> <p>(1) 教員の配置基準の変更に伴う指導内容について (2) 教員の配置基準の変更理由について (3) 特別支援教室の指導期間の考え方について</p>
-----------------------------	---

学校施設・設備

5 学校の統廃合、改築等について

- (1) 学校の適正規模について
- (2) 過小規模校について
- (3) 光が丘地区の学校の規模について
- (4) 適正配置の基本方針について
- (5) 単学級のメリット・デメリットについて
- (6) 統廃合や適正配置の考え方について
- (7) 学校における役割（学習集団・生活集団）について
- (8) 改築校選定の考え方について
- (9) 2階以上にある体育館の改築の必要性について
- (10) 改築計画について

6 上石神井北小学校の改築工事について

- (1) 工事期間中の校庭利用について
- (2) 工事期間中の避難拠点の対応について
- (3) 近隣住民や保護者への周知について

7 学校のバリアフリー化について

- (1) 学校のバリアフリー化の状況および今後の取組について

教育内容等

8 都立入試における英語スピーキングテストについて

- (1) プレテストにおける学校や保護者からの疑問点や感想の把握について
- (2) 来年度実施するテストの詳細および周知について
- (3) 採点の公平性について
- (4) テストを受けられなかった生徒への対応について
- (5) 家庭の経済状況の差による影響について
- (6) 来年度のテスト中止を求めることについて

9 英語4技能検定について

- (1) 英語4技能検定の実施効果と小学校6年生に導入する目的について
- (2) さらなる英語教育の充実について

10 仮称中学校1年生イングリッシュキャンプについて

- (1) 概要について
- (2) 外国人講師の確保について

11 教育ICTについて

- (1) ハード面の整備状況および来年度の取組について
- (2) コロナ第5波・第6波におけるオンライン授業の状況および保護者の声について
- (3) ICT実践校の取組の積極的な発信について
- (4) 教員のサポート体制の充実について
- (5) ICT支援員の配置および増員について
- (6) 通信環境の整備について
- (7) 特別支援学級での活用状況について
- (8) 特別支援学級における好事例の共有について

その他

12 学級・学年閉鎖時の学習保障について

- (1) 学級・学年閉鎖時の状況について
- (2) 児童生徒用タブレットパソコンの活用について
- (3) 学級閉鎖中の学習機会の提供および方法について
- (4) 各学校における学習方法の状況把握について
- (5) コロナ禍におけるICT活用した好事例の共有について

13 学校給食について

- (1) 区内産野菜を使用した一斉給食の実施回数について
- (2) 区内産野菜の使用に対する教育委員会と学校現場の考えについて
- (3) 区内産野菜の使用推進に対する区の意気込みについて

14 学校における働き方改革推進について

- (1) 学校徴収金管理システムのデータ入力業務委託料について
- (2) 部活動外部指導員の配置状況等について
- (3) 教職員出退勤管理システムの運用にかかる経費について
- (4) 教職員出退勤管理システムの導入効果について

15 部活動指導員について

- (1) 部活動指導員の配置状況について
- (2) 都の予算を活用した部活動指導員の拡充について
- (3) 区における人材バンクの活用について

16 放射線副読本について

- (1) 文部科学省作成の改訂版「放射線副読本」の配付方法について
- (2) 副読本とともに配付されたチラシについて
- (3) 副読本の配付中止および回収を学校に呼びかけることについて

17 都市農業との連携について

- (1) 農業者が授業に参加した際の費用担保について
- (2) 特別支援学級における活動について
- (3) 今後の事業の考え方について

18 中学校の学用品の負担軽減について

- (1) 区立中学校入学時にかかる費用について
- (2) 保護者の負担軽減への取組について
- (3) 一部の通学用品を学校指定としないことについて

19 幼稚園について

- (1) 私立幼稚園児数および保育園児数の推移について
- (2) 練馬こども園と練馬こども園以外の幼稚園の園児数および新入園児の申し込み状況について
- (3) 新たな園児確保に向けた低年齢型の推進について
- (4) 幼稚園への支援充実について
- (5) 区立幼稚園の役割やあり方について
- (6) 区立・私立幼稚園児数の傾向について
- (7) 接続期カリキュラムについて

20 貫井図書館について

- (1) 美術館再整備基本構想における図書館の位置付けについて
- (2) 再整備後の図書館の面積について
- (3) 再整備後の蔵書数や開架スペースについて
- (4) 再整備後の図書館の特色について
- (5) 再整備における区民参加について
- (6) 区立図書館の指定管理について

21 図書館構想について

- (1) 図書館の利用状況について
- (2) 図書館構想策定検討委員会の目的と位置付けについて
- (3) 検討委員会最終回の委員からの感想およびそれに対する区の感想について
- (4) 検討委員会で出された主な意見について
- (5) 構想策定スケジュールおよび周知について

2 こども家庭費

(1) 日時 令和4年3月2日(水) 午後1時～4時45分

(2) 場所 全員協議会室

(3) 質問要旨

保育	<p>1 保育サービスの向上について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 待機児童の見通しと今後の取組について(2) 保護者の働き方の変化について(3) 職員のわいせつ事件防止の取組について(4) 私立園のわいせつ事故防止の取組の周知について(5) 子どもが運動できる場所の確保について(6) 紙おむつの定額利用サービスについて(7) 園児1人あたりのコストについて(8) 保育園未利用世帯への支援について(9) 認可保育園のうち園庭がある園の割合について(10) 公園利用における保育施設同士での情報交換について(11) 認可園における園庭整備の働きかけについて(12) 保育園申込者数の傾向について(13) 練馬こども園を含めた幼稚園の申し込み傾向について(14) 保育園等の申込者減少の要因と予定との乖離について(15) 小規模保育事業者への支援について <p>2 谷原保育園について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 土地の取得を決めた時期について(2) 陳情やパブコメの反対意見、保育園の存続を求める声への対応について(3) 子どもたちへの影響について(4) 谷原保育園の閉園と私立園誘致に至る経緯について(5) 谷原保育園の老朽化の課題について(6) 谷原保育園の構造耐震指標（I s 値）について(7) 老朽化を理由に廃園した区立園の有無について(8) 民間保育所の誘致と民営化の違いについて(9) 誘致する民間保育所での障害児保育定員受入について <p>3 コロナ対応について</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保育施設のコロナ対応や区の支援について(2) 園内での感染拡大による職員体制・配置について(3) 保育現場でのコロナ検査について(4) 保育園に陽性者が発生した場合の保育施設の対応について(5) 保育園が休園した場合の保育料の取扱いについて <p>4 保育のICTについて</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 区立園の状況を含めた区内の保育施設のICT整備状況について(2) ICTにかかる保育園および保護者の利便性向上について(3) ICT導入による効果について(4) 保活支援サービスと電子母子手帳アプリの連携について
----	--

放課後児童対策

5 保育の医療的ケア児について

- (1) 保育園に通う医療的ケア児の人数について
- (2) 医療的ケア児の定義について
- (3) 医療的ケア児支援体制や人員について
- (4) 医療的ケア児の受入れの流れについて

6 保育士について

- (1) 現在の保育施設での研修について
- (2) 保育現場のメンタルヘルス研修について
- (3) 勤務時間内に研修が受けられる環境について
- (4) 保育士の就業環境や処遇改善について

7 区立保育園の運營業務委託について

- (1) 運營業務委託料の積算方法について
- (2) 運營業務委託料で人件費が不足した場合の対応について
- (3) 委託事業者への引継ぎ体制について

8 利用調整について

- (1) 働き方の変化を踏まえた利用調整について
- (2) 保育園の利用調整方法について

9 学童クラブについて

- (1) 今後の待機児童の推移および待機児童対策について
- (2) 校内化について
- (3) 障害児枠の設定の考え方について
- (4) 軽度発達障害や軽度知的障害などの子どもへの対応について
- (5) 校内学童クラブにおける障害児受入れ枠の拡大について

10 学童クラブの医療的ケア児について

- (1) 医療的ケア児の受入れと拡充の経緯について
- (2) 今までの受入れ状況および来年度の受入れ予定について
- (3) 障害児枠の外に医療的ケア児枠を設けたことによる効果について

11 放課後子供教室について

- (1) 事業概要について
- (2) 地域住民の参加と協力を得た取組について
- (3) 質の向上に向けた取組について
- (4) 現在の利用状況の分析および今後について

子育て支援

12 (仮称)ねりま子育て支援アプリについて

- (1) 子育て支援アプリのイメージと構築に向けたスケジュールについて
- (2) アンケート機能や子育て施策の理解へのつながりについて
- (3) 保護者が必要な情報を取捨選択できる取組について
- (4) 子育て支援アプリの利便性向上について

13 子育てスタート応援券について

- (1) 民間の一時預かりへの試行運用について
- (2) 一時預かりを実施している民間事業者数について
- (3) 民間の一時預かりへの今後の展開について

	<p>14 子ども医療費助成について</p> <p>(1) 令和2、3年度の状況について</p> <p>(2) 高校生等の医療費助成についての都の説明について</p> <p>(3) 区における子ども医療費助成実施の経緯について</p> <p>(4) 高校生等の医療費助成に対する区の考えについて</p> <p>15 子育てのひろばについて</p> <p>(1) 新たに区西部地域に設置することについて</p> <p>16 練馬こどもカフェについて</p> <p>(1) 令和3年度の実施状況と参加者の声について</p> <p>17 (仮称) 都立練馬児童相談所の設置について</p> <p>(1) 虐待対応拠点の他区への広がりについて</p> <p>(2) 虐待対応拠点の通告の振り分けの実績について</p> <p>(3) 都児相設置に向けたスケジュールと都児相が入ることによる利点について</p> <p>(4) 社会的養護経験者の支援について</p> <p>(5) 区の寄り添い支援の担保について</p> <p>(6) 人員と組織体制について</p> <p>(7) 一時保護の考え方について</p> <p>18 地域子ども家庭支援センターについて</p> <p>(1) 児童虐待の再発防止等支援事業および条例改正の意義について</p> <p>(2) 都内の昨年度の一時保護人数について</p> <p>(3) 児童虐待の再発防止等支援事業が想定している効果について</p> <p>(4) 学校や保育園等、地域と連携する中での地域子センの役割について</p>
<p>児童虐待対応</p>	<p>19 成人の日のつどいについて</p> <p>(1) 令和3年度の実施状況について</p> <p>(2) 来年度に向けた課題について</p> <p>(3) 区長のビデオメッセージについて</p> <p>(4) 午前中の参加者の声かけについて</p> <p>(5) 来年度の実施会場について</p> <p>20 練馬子ども議会について</p> <p>(1) コロナ禍を踏まえた来年度の検討状況について</p> <p>(2) 提言内容を踏まえた区政への反映について</p> <p>(3) 児童生徒用タブレットを活用したアーカイブ配信について</p> <p>21 青少年館について</p> <p>(1) 青少年館の設置数について</p>
<p>その他</p>	

3 補正予算質疑

(1) 日時 令和4年3月4日(金) 午後1時～4時45分

(2) 場所 全員協議会室

(3) 質問要旨

その他	<p>1 修学旅行について</p> <p>(1) 今年度の実施状況と今後の計画について</p> <p>(2) 出発前に行う抗原検査キットの確保について</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) コロナ禍における保健室の利用状況について</p> <p>(2) 現在の保健室の感染防止策について</p> <p>(3) 補正予算を活用した学校や保育園のコロナ対策について</p> <p>(4) 特別支援学級への手厚いコロナ対策について</p> <p>(5) 幼稚園への支援について</p> <p>(6) 都の集中的検査の実施状況の把握について</p> <p>3 校舎建設費について</p> <p>(1) 減額補正理由について</p> <p>(2) 改築に関する技術の継承について</p>
-----	---

4 全款補充質疑

(1) 日時 令和4年3月7日(月)・3月8日(火) 午後1時～4時45分

(2) 場所 全員協議会室

(3) 質問要旨

教育内容等	1 就学相談と特別支援教室について (1) 就学相談で配慮している点について (2) コロナ禍における就学相談説明会および学校見学の工夫について (3) 特別支援学級と特別支援教室における教育課程の配慮について (4) 就学相談における情報提供の強化および相談員の対応について (5) 中学校の特別支援学級の生徒の進路希望について 2 就学援助について (1) 就学援助の認定者の比率の推移について 3 プログラミング教育について (1) 現在の目標やカリキュラムについて (2) プログラミングのコンテストや研究発表の実施について (3) デジタル教科書導入に関する進捗状況について
保育	4 谷原保育園について (1) 今回の計画に至った区の保育所対策の全体像について (2) 既存区立園と新規民間園の比較について (3) 計画公表の経緯について (4) 令和4年度入園一次申込の谷原保育園希望者への対応とその結果について (5) 転園への柔軟な対応について 5 コロナ対策について (1) お昼寝時のコロナ対策について (2) コロナ対策における現場の保育士からの要望や相談について 6 公園利用について (1) 園外への散歩の目的について
その他	7 教員の負担軽減について (1) スクールサポートスタッフの常勤化を含めた増員について (2) 教員の事務作業軽減に向けた考え方について (3) 学校生活支援員の常勤化を含めた増員および令和4年度の採用について (4) 都が実施する専門性の高い外部人材を小学校の特別非常勤講師として任用する取組について 8 体育館の空調機設置について (1) 今後の計画について (2) 空調機の納入・工期について (3) 都の予算等を活用した早期設置について 9 陸上自衛隊高等工科大学について (1) 中学校での学校説明会での周知について (2) 進学を諦めなければならない生徒の選択肢の一つとすることについて

10 子ども医療費助成について

- (1) 義務教育就学児医療費助成（マル子）の内容について
- (2) 他区における高校生等医療費助成の導入状況について
- (3) 都が示した高校生等の医療費助成の考え方について
- (4) 高校生等の医療費助成に係る都への申し入れについて
- (5) 高校生等の医療費助成に対する区の考えについて

11 子どもたちの心身の健康について

- (1) 心身の健康に関する調査について
- (2) 教育現場での取組について

12 青少年育成活動について

- (1) コロナ禍における育成地区委員会の声について
- (2) 地域行事を開催するための支援について

13 子どもの権利について

- (1) 都の予算等を活用した子どもコミッショナーやオンブズパーソンの設置について
- (2) 都児相の新規設置に伴う子どもの権利について

14 P T Aについて

- (1) 個人情報保護法の学校への周知方法について
- (2) 学校が個人情報保護について遵守しているか確認することについて

令和 4 年 3 月 24 日
教育振興部保健給食課
教育振興部教育指導課

「第 4 次練馬区立小中学校における食育推進計画（案）」について

1 計画策定の理由

国が平成 18 年度を初年度とする「食育推進基本計画」を策定したことを踏まえ、練馬区は平成 19 年 11 月、区立小中学校の児童生徒に対する食育の普及および啓発を推進するため、「練馬区立小中学校における食育推進計画」を策定した。平成 24 年 5 月には「第 2 次計画」を、平成 29 年 3 月には「第 3 次計画」を策定している。

令和 3 年 3 月、国の「第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」（以下「国計画」という。）が策定されたことを受け、本区の特性を生かした食育をさらに推進していくため「第 4 次練馬区立小中学校における食育推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」（以下「区計画」という。）を策定する。

2 国計画の基本的な方針（重点事項）

- （1）生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- （2）持続可能な食を支える食育の推進
- （3）「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

3 区計画策定の基本的考え方

「第 3 次区計画」の基本理念である「実践から定着へ」を継承しつつ、「第 4 次国計画」で示された基本的な方針に沿い、着実に食育を推進する。

4 国計画の基本的な方針を踏まえた区計画の主な記載内容

- （1）国計画の「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」を踏まえた記載

11 ページ

3 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

そして、学校は家庭や地域においても食育に対する理解が進み、児童生徒への食育の取組が行われるよう、積極的に啓発活動等を行っていく。子どもの中に健全な食生活を確立することが、生涯にわたり健全な心身を培い豊かな人間性を育ていく基礎となる大切なことであることを知らせていく。

(2) 国計画の「持続可能な食を支える食育の推進」を踏まえた記載

9 ページ

地場産物の活用

学校給食における地場産物の活用は、児童生徒が安心安全で新鮮な食材を味わいながら身近な地域の自然・食文化・産業等に関する理解を深め、食物への感謝の気持ちを育むことが期待できる。

また、地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境負荷の低減や地域の活性化は、持続可能な食の実現につながる。さらに、地域の関係者の協力の下、未来を担う子どもたちが持続可能な食生活を実践することにもつながる。

(3) 国計画の「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を踏まえた記載

3 ページ

1 学校における食育の充実

食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うものである。しかし社会状況の変化に伴い、食生活は多様化している。さらに「新たな日常」への対応等、様々な事情から保護者自身が望ましい食生活を実践できない場合もある。そこで、学校は家庭地域と連携しながら児童生徒の食育指導を実施し、食育の充実を図っていく必要がある。

10 ページ

(3) 伝統的な食文化を継承した献立の活用

そのため、教育委員会事務局は、和食・郷土料理など伝統的な料理や食事の際の作法等の継承に重点を置いた学校給食の充実に向け、ICT や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用し、学校へ適時適切な情報提供をする。また、学校においては各教科・領域において、横断的な指導の充実を図る。

5 区計画

別添のとおり

6 今後の予定

令和4年3月 計画策定

策定後、練馬区立小中一貫教育校および各小中学校へ配付

第4次 練馬区立小中学校における食育推進計画(案)
令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)



令和4年(2022年)3月

練馬区教育委員会

あいさつ

我が国では、近年、食をめぐる環境は大きく変化しており、様々な課題を抱えています。高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き国民的課題となっており、栄養バランスに配慮した食生活の重要性がこれまで以上に増しています。また、食を供給する面から見ると、食料の多くを海外からの輸入に頼っており、食品ロスも多く発生しているという現状があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行の影響は、人々の生命や生活のみならず、行動・意識・価値観の変容にまで波及しました。このように食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、健康で心豊かな生活を送るために健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要な課題となっています。

こうした現状において、平成 17 年に「食育基本法」が施行され、内閣府が平成 18 年に同法に基づく「食育推進基本計画」(以下「国計画」という。)を策定したことを踏まえ、練馬区教育委員会では、平成 19 年に「練馬区立小中学校における食育推進計画」(以下「区計画」という。)を策定しました。

令和 3 年には我が国の食をめぐる課題を踏まえ、「国計画」が第 4 次へと改正され、食育の推進に関する施策についての基本的な方針に三つの「重点事項」が下記のとおり挙げられました。

生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

持続可能な食を支える食育の推進

「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

区教育委員会では、平成 29 年 3 月に第 3 次となる「区計画」を策定し、令和 3 年度までの 5 年間、計画に基づいた食育の実践をしてきました。これまでに、栄養教諭が 3 名配置され、栄養教諭を中核とした食に関する指導の取組にも重点を置いて推進してまいりました。

この度、第 4 次の「国計画」の重点課題を踏まえ、第 4 次の「区計画」を見直し、改正いたしました。練馬区において小中一貫教育が推進されていることも視野に入れ、今回新たに策定した「第 4 次 練馬区立小中学校における食育推進計画」に基づいて、学校の教育活動全体における食に関する指導(学校における食育)に一層取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、ご協力いただきました関係各位に心から御礼申し上げます。

令和 4 年(2022年) 3 月

練馬区教育委員会 教育長 堀 和夫

目 次

計画策定の趣旨	1
練馬区立小中学校における食育の目標	2
食育推進の基本方針	3
食育を推進するために	3
1 学校における食育の充実	3
（1）校内指導体制の充実	3
（2）全体計画・年間指導計画の充実	4
（3）食育の指導の充実	5
（4）研修等の実施	6
（5）栄養教諭による取組の充実	7
2 学校給食の充実	7
（1）安全・安心な給食の実施	8
（2）食事内容等の充実	8
（3）伝統的な食文化を継承した献立の活用	10
（4）食品ロスの抑制と再生利用	10
3 学校・家庭・地域が連携した食育の推進	11
（1）継続的な食育推進運動	11
（2）体験活動や交流による食育の推進	12
（3）家庭・地域との連携	14
（4）学校保健委員会等の活用	14
（5）地産地消の推進	15
4 進行管理と評価	16
（1）目標の設定	16
（2）評価指標の設定	16
（3）具体的な評価基準の設定	16
（4）評価の実施	16
第4次練馬区小中学校における食育推進計画（令和4年度～令和8年度）	
体系図	18

計画策定の趣旨

これまで、練馬区立小中学校において、平成19年11月に策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画（平成19～23年度）」に基づき、全小中学校の食育推進チームおよび関係者が連携・協力し、児童生徒に対する食育の普及および啓発に努めてきた。また、平成29年3月には、練馬区立小中学校における食育推進委員会において「第3次 練馬区立小中学校における食育推進計画」を策定し、更なる食育の推進を図ってきた。

「第4次 練馬区立小中学校における食育推進計画」は、国の「第4次 食育推進基本計画（令和3年3月）」の三つの「重点事項」や新しい生活様式への対応を踏まえ、「第3次 練馬区立小中学校における食育推進計画（平成29～令和3年度）」の基本的な考え方や方向性を継承しつつ見直しを図ったものであり、小中学校において各種取組や練馬区の特性を生かした食育を、総合的かつ計画的に一層推進するための基本となる指針である。

【主な改正点】

1 「実践から定着へ」の継承

国の「第4次 食育推進基本計画」では、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など食育をめぐる状況を踏まえ、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進という三つの「重点事項」が示されている。練馬区では、国の第4次計画の内容と区の実態を踏まえて、区の第3次計画の取組内容について見直し、三つの「重点事項」に対応する取組を図ることが重要であると捉えた。よって「第4次 練馬区立小中学校における食育推進計画」では、「第3次 練馬区立小中学校における食育推進計画」の基本概念である「実践から定着へ」を継承しつつ取組内容を見直すとともに、これまでの取組の定着を図りながら、着実に食育を推進していく。

2 取組内容の見直し

「第3次 練馬区立小中学校における食育推進計画」では、食育の推進を図るため、達成目標を設定し、学校において着実に計画を推進してきた。「第4次 練馬区立小中学校における食育推進計画」では、学校が食育を推進するにあたり、基本となる考え方、目標を示し、学校の特色や現状に合った活動を実践することにより、一層充実した食育の内容となるよう見直しをした。

練馬区立小中学校における食育の目標

毎日の食事は、運動、休養、睡眠とならび健康を維持、増進するための重要な要素である。家庭における食事は、家族そろって食卓を囲むことを基本に買い物、調理や後片付けなどを一緒に行いながら家族の絆を深め、食の大切さ、正しい食品の選択、調理方法、望ましい食習慣、食事のマナーなど基本的知識と食の楽しさや食への感謝の心を伝え、身に付けていくことができる場である。成長過程にある児童生徒にとって家庭での食生活は、心身ともに健やかに育つために大きな意義がある。しかし、生活スタイルの多様化や社会環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化し、家族で一緒に食事を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することが難しくなっている。

このような状況から児童生徒の食生活については、学校や家庭、地域社会が積極的に連携し、より食に関する正しい理解を深めていくことが重要である。

その実現のため、「生涯食育社会」の構築を目指し、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として食育を推進する。

そこで、練馬区立小中学校における食育の目標を次のとおり定めた。

< 練馬区立小中学校における食育の目標 >

- 1 食事の重要性
食事の重要性を理解し、家庭や友達と食事を楽しむことができる練馬の子供を育てる。
- 2 心身の健康
栄養や食事の取り方を理解し、望ましい食生活を実践できる練馬の子供を育てる。
- 3 食品を選択する能力
正しい知識に基づいて、食品の品質や安全について判断できる練馬の子供を育てる。
- 4 感謝の心
生産体験や地産地消を通じて、生産や流通に携わる人々に感謝する心をもった練馬の子供を育てる。
- 5 社会性
食物を大切にし、環境との調和を図り、人と人とのふれあいを大切にする練馬の子供を育てる。
- 6 食文化
練馬区の産物、食文化や食に関する歴史を理解する練馬の子供を育てる。

食育推進の基本方針

教育委員会事務局では、先に掲げた目標を達成および小中学校における指導体制の充実を図るために基本方針を次のように定めた。

- 1 学校における食育の充実
- 2 学校給食の充実
- 3 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

食育を推進するために

上記の基本方針に基づき、食育を推進するために、教育委員会事務局および学校が取り組む内容は次のとおりである。

1 学校における食育の充実

食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うものである。しかし、社会状況の変化に伴い、食生活は多様化している。さらに「新たな日常」への対応等、様々な事情から保護者自身が望ましい食生活を実践できない場合もある。そこで、学校は家庭地域と連携・協力しながら児童生徒の食育指導を実施し、食育の充実を図っていく必要がある。

学校における食に関する指導は、健康教育の一環として、望ましい食習慣の形成につながる実践的な知識や能力、態度の育成を目的とする。また、学校の教育活動全体を通して行うことが重要である。このため、教職員等が食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、家庭地域と十分に連携・協力し、体系的、継続的に指導する必要がある。特に、全体指導計画策定の中心的な役割を果たす食育推進リーダーの役割は大きい。

(1) 校内指導体制の充実

食育推進チームの設置と食育推進リーダーの活用

食育推進チームは、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、保健主任、給食主任等の教職員と、栄養教諭・学校栄養職員等、養護教諭や家庭科担当教諭など食に関する高い専門性をもった教職員で構成されている。

学校は、食育推進チームの構成員から「食に関する指導の全体計画」を推進する食育推進リーダーを選任する。栄養教諭配置校においては、食の専門性を生かして栄養教諭がリーダーとなることが望ましい。

食育推進チームは、校長のリーダーシップの下、食育推進リーダーが中心となり、各学校の「食に関する全体計画」に沿って円滑に食に関する取組が行われるよう、校内でのチーム・ティーチングの調整やゲストティーチャーの招へい等の連絡・調整を図り、その支援を行う。

校内における食育の推進

学校における食育は、児童生徒が食に関する正しい知識を身に付け、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践できることを目指している。全教職員が学校給食を活用しつつ、給食時間はもとより、各教科・領域等で食に関する指導を推進する。そのため、栄養教諭・学校栄養職員のみならず、全教職員が児童生徒の食生活の状況や実態を把握したうえで、食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付け、十分な連携を図りながら指導する必要がある。

(2) 全体計画・年間指導計画の充実

国の第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）では、「学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解を持つことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協力した食に対する指導体制を充実するため、教材の作成等の取組を促進する。」と示されている。

練馬区立小中学校では、平成19年度に全校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、「各学年の年間指導計画」も、教育課程に位置付けられている。

各学校においては、この計画に沿った食育の取組が、確実に実施されるよう、教職員が以下の留意点をしっかりと意識する必要がある。

全体計画・年間指導計画を作成するうえでの留意点

- (ア) 全教職員が継続的で、体系的な食に関する指導の必要性や考え方を理解すること
- (イ) 関連する教科・領域等において食に関する指導を充実すること
- (ウ) 校内に「食に関する指導」の推進体制を整備すること
- (エ) 栄養教諭・学校栄養職員等が高い専門性を生かして積極的に参加すること
- (オ) 児童生徒の食生活の状況や実態について適切に把握すること
- (カ) 隣接する区立園・小中学校との連携を図ること
- (キ) 給食の献立計画との関連付けを積極的に図ること
- (ク) 保護者や地域との連携・協力体制をつくること
- (ケ) 総合的な学習の時間を十分に活用すること

小中一貫教育の取組における食育の充実

小中一貫教育に関する研究では、平成27年度から全中学校区が小中一貫教育の研究や実践に取り組んでいる。

小中一貫教育の実践校の中には、食育をテーマに9年間を見通したカリキュ

ラムを作成し、特色ある学校づくりを行っている学校もある。今後は、各校の校長のリーダーシップの下で食育リーダーを中心に、連携する小中学校における児童生徒の食生活の実態や課題を明らかにし、食育についても9年間を通じた連続性や系統性のある学習を構築していくことが期待される。

(3) 食育の指導の充実

食育の指導の充実は、継続的に習慣化されるまで続けていくことが大切である。毎日の給食の時間における指導と各教科・領域等における指導の連携によって、教育的効果が期待できる。

そのためには、9年間を見通した計画的・継続的な指導が求められる。

学級担任や栄養教諭・学校栄養職員等による給食の時間の指導

毎日の給食は、「生きた教材」である。給食の指導を通して、児童生徒の理解を深めるとともに学級全体の好ましい人間関係を構築する必要がある。健康寿命の延伸に向け、ゆっくりよく噛んで食べることの大切さを伝えていく。

また、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させ、それぞれの専門性を生かした指導の工夫を図る。食器の並べ方や箸の使い方等の食事のマナーなども指導する。ICT(情報通信技術)機器も活用しながら、校内放送、教材作成・配布等、提示の仕方を工夫し、充実を図る。

各教科・領域等における食育の推進

学習指導要領では、「学校における食育の推進は、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてそれぞれの特質に応じおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること」とされている。そこで各学校においては、学習指導要領や本計画に基づき、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子供を育成するための食育を組織的・計画的に推進する。

また、各教科・領域等の中で、健康に関する基本的な生活習慣を身に付け、健全な食生活を送れるよう指導する。また、生活習慣病の予防のために減塩や脂肪を減らすことなどを知らせることが有効である。特に担任は、「各教科の年間指導計画」を念頭に、それぞれの特質に応じた指導を給食指導と関連させて展開させていくようにする。

食料自給率が低いわが国において、環境への影響もある食品ロスが大きな問題となっている。令和元年10月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された。こうしたなか、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に食育活動が貢献できるとされているため、環境教育の視点にも目を向けて、児童生徒が食品ロスの現状や課題について学び、自ら主体的に取り組めるよう指導していくことが求

められている。

また、地域や家庭で受け継がれてきた地場産業を生かした郷土料理やその食べ方、食事の際の作法等、優れた伝統的な食文化を継承し、伝えることが大事である。

食品の安全性や品質については、正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力を身に付けるために、各教科・領域等で食品衛生、食品表示などの食品の安全性や品質等について関心をもてるよう指導する。また、食品の安全性や品質の良否を見分け、食品に含まれる栄養素やその働きを考えるとともに、衛生面など安全性にも留意し適切な選択ができるようにすることが大切である。

交流給食の推進

年間を通した計画的・継続的な食育指導においては、学年の異なる児童生徒が共に給食の時間を過ごす交流給食の取組も有効である。上級生が正しい食事のマナーを示したり、上級生と下級生が助け合って給食の準備・片付けをしたり、食事をしたりしながら、異年齢の児童生徒がお互いに会話する中で、児童生徒の社会性を向上させることが期待できる。

小中学校の学校栄養職員等が交流や情報交換を行いながら、縦割り給食や、小学生と中学生の交流給食を進めていくことが望まれる。

(4) 研修等の実施

食育や学校給食の運営にかかわる教職員を対象とした栄養管理・衛生管理等の研修を実施する。また、これらの研修は、教育委員会事務局等が企画等について所掌する。この他、適宜食品安全に関する情報を提供する。

食育推進リーダー研修

各学校の食育への取り組み状況や実践事例の共有を図るため、各校の食育推進リーダーに向けた研修を行う。

食物等アレルギー対応研修

食物アレルギーのある児童生徒が、学校生活を安全に過ごせるよう、体制の整備を図るとともに、その知識を習得する研修を行う。

食品安全に関する情報の提供

調理実習での食中毒や、学校菜園等で栽培したジャガイモの皮や芽に含まれる有毒成分による食中毒、課外活動中の有毒植物の誤食などによる食中毒など、授業における食中毒事故を防止するため、これらの授業に関わる教職員等に対し、食品安全に関する知識習得のための情報を提供する。

(5) 栄養教諭による取組の充実

栄養教諭は、配置校において学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間や各教科・領域等において、学校教育全体を通じて食育を組織的・計画的に推進するとともに、その職務を果たしつつ、各学校における食育推進リーダーへの支援を行うことなどにより、食育の推進に当たる。

栄養教諭の職務

食育推進リーダーの支援等に関すること

- ・食に関する指導に係る教材・指導法の提供
- ・食に関する指導に係る授業公開
- ・食育に関する研修会における講師
- ・地区内の食育推進リーダーおよび教員に対する助言等

学校給食の管理

食に関する指導

- ・児童生徒に対する個別指導
- ・学級担任や家庭と連携した、集団的な食に関する指導
- ・食に関する全体計画の作成、SDGsなどの新しい課題に応じた食育のコーディネート

2 学校給食の充実

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進、体位の向上を図っている。また、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において「生きた教材」として活用することができるものであり、大きな教育的意義を有している。

平成21年4月に施行された改正学校給食法において、学校給食の普及・充実の促進に加え、学校における食育の推進が新たに規定された。このことにより、学校給食が栄養補給としての食事にとどまらず、学校教育の一環であることがより明確になった。

そこで、児童生徒の望ましい食習慣の形成や食生活の実践、食に関する理解の向上につなげるため、学校給食の一層の充実に向けた献立内容の工夫を図る。さらに、生産者や関係団体等と連携して地域の農産物の生産状況等の情報収集を行い、学校給食における練馬産農産物および国産食材の活用を促進し、児童生徒・保護者への情報発信も積極的に行う。地場産物の活用は、生産地と消費地との距離（フードマイレージ）が縮減されることにより、その輸送に係る二酸化炭素の排出量も抑制される等、環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGsの観点からも推進する。

学校給食の目標（学校給食法第2条）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（1）安全・安心な給食の実施

安全で衛生的な調理が行われる献立の作成

学校給食においては、安全で安心して食することが最も重要である。献立作成にあたっては、各校の施設・設備や作業状況に配慮し、安全で衛生的な調理が行われる献立を作成する。

食品の安全性の確保

学校での給食用物資の選定にあたっては、食品の安全性の確保に努め、検収や保管に万全を期す。

教育委員会事務局は、「練馬区学校給食衛生管理基準」を遵守した、日常の衛生管理体制を確立し食中毒予防に努める。また、食品の安全性を確保するため、産地、品質、鮮度、放射性物質検査結果などを確認するとともに残留農薬や食品添加物等の検査の充実を図る。また、各学校に対し、食品に関する情報発信を積極的に行う。

給食の時間の確保と食事環境の整備

食育の一環として生きた教材である給食を味わい、給食の時間を給食指導の場としても活用するためには、適切な給食の時間の設定が必要である。

また、教育委員会事務局は、給食の時間を豊かで楽しく過ごせるよう食事環境の整備を進める。

（2）食事内容等の充実

栄養バランスのとれた給食の実施

- (ア) 各学校の栄養教諭・学校栄養職員等は栄養バランスのとれたおいしい給食を目指して、「学校給食実施基準」(一部改正令和3年2月告示)を満たす献立の作成を行う。また、児童生徒に不足しがちな栄養素を補う役割を考慮しながら、栄養バランスに優れた食事のモデルとして家庭に伝えていく。
- (イ) 生活習慣病予防の観点から、ご飯(主食)中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類等多様な副食(主菜・副菜)を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実現に向けた給食を実施する。

また、児童生徒が自らに必要な栄養量や栄養バランス等を理解する力を育むことができるよう、セレクト給食等、給食形態にも工夫をこらす。

教育委員会事務局は、各学校の献立を収集・分析し、「日本型食生活」を具現化した献立内容の充実を図るための情報提供を行う。

	小学校	中学校
平成30年度	3.8回/週	3.9回/週
令和元年度	3.8回/週	3.8回/週
令和2年度	未実施	未実施
令和3年度	3.9回/週	3.9回/週

食物アレルギー対応の充実

食物アレルギーを有する児童生徒も楽しく給食の時間を過ごせるように、安全性を最優先し、医師の診断による「学校生活管理指導表」に基づき、除去食対応を原則とした可能な対応を図ることを基本としている。

教育委員会事務局は、学校における総合的なアレルギー対応を推進するために、「学校管理下における食物アレルギー等対応の手引」を作成し、各校へ配布した。特に、一目でアレルギー原因食材が分かる献立名の推奨、アナフィラキシーショック時の「エピペン[®]」の扱い、アレルギー対応食のある日にはおかわりをさせないことなどのきめ細かな対応を分かりやすく記載した。今後も、食物アレルギー対応に積極的に取り組むとともに、各学校の支援に努める。

地場産物の活用

学校給食における地場産物の活用は、児童生徒が安全安心で新鮮な食材を味わいながら身近な地域の自然・食文化・産業等に関する理解を深め、食物への感謝の気持ちを育むことが期待できる。

また、地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境負荷の低減や地域の活性化は、持続可能な食の実現につながる。さらに、地域の関係者の協力の下、未来を担う子どもたちが持続可能な食生活を実践することにもつながる。

教育委員会事務局は、関係各部および関係団体との連携を密にすることによって一層地産地消を推進し、練馬産農産物の安定した供給と学校給食への活用を図るために必要な情報提供や施策を積極的に展開する。

学校は地域および近隣の生産農家と連携し、地域で生産された農産物の更なる活用を促進していく。

また、練馬産の食材で賄えない場合には、東京都産の食材も活用していく。

国産食材の活用

地場産物の活用を推進するとともに、国内産の農林水産物を活用していく。

(3) 伝統的な食文化を継承した献立の活用

平成 25 年 12 月、「和食；日本人の伝統的な食文化」はユネスコ無形文化遺産に登録された。日本の伝統的な食文化は、四季や地理的な多様性による特色を有しており、世界に誇ることができるものである。国民のライフスタイル、価値観、ニーズが多様化する中で、「日本型食生活」や、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。このような社会構造の変化に伴い、食の多様化が進む中で、引き続き伝統的な食文化を次世代に継承していくため、積極的に伝統的な食文化を取り入れた献立を活用することが重要である。

そのため、教育委員会事務局は、和食・郷土料理など伝統的な料理や食事の際の作法等の継承に重点をおいた学校給食の充実に向け、ICT や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用し、学校へ適時適切な情報提供をする。また、学校においては各教科・領域等において、横断的な指導の充実を図る。

(4) 食品ロスの抑制と再生利用

練馬区では、農地の保全とともに学校給食の残菜等の資源循環を進めている。学校給食の残菜等から作られる肥料「練馬の大地」を教材として活用するだけでなく、食品ロスの抑制や再生利用について各教科・領域等と関連付けた指導を行う。

学校は、給食調理で発生する食品ロスを少なくするとともに、児童生徒に食べ残しによる食品ロスの実態を理解させ、食を通じた資源循環について学んでいけるよう取り組む。

各教科・領域等と関連した指導

練馬区立小中学校における食育の目標のひとつに「社会性」がある。物を大切

にし、環境との調和を図る態度を身に付けることがねらいとして示されている。学校においては、各教科・領域のそれぞれの特質に応じた内容を積極的に取り入れ、学校給食を例とした食品の循環、資源の再利用等について指導していく必要がある。

循環型社会の実現

練馬区では、リサイクル推進のため、学校給食の残菜等から肥料「練馬の大地」を作っている。この取組を生かして、食品ロスの発生抑制に取り組むとともに、児童生徒が食を大切にし、環境との調和を学ぶ機会を増やしていく。

また、学校給食にリサイクル型の食器等を積極的に導入し、循環型社会の実現に向けて取り組む。

3 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

児童生徒の食育の推進は、生涯を通して健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、児童生徒の成長、発達に合わせた切れ目のない推進が大切である。そこで、学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域との連携を図りつつ、指導を行い、持続可能な食を支える食育の推進が必要である。

そして、学校は家庭や地域においても食育に対する理解が進み、児童生徒への食育の取組みが行われるよう、積極的に啓発活動等を行っていく。子どものうちに健全な食生活を確立することが、生涯にわたり健全な心身を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる大切なことであることを、知らせていく。

(1) 継続的な食育推進運動

学校は、食に関する情報の収集および発信を積極的に行い、児童生徒の食生活の実態や基本的な生活習慣における課題等について、家庭や地域との共通理解を図る。

「早寝・早起き・朝ごはん」推進運動

望ましい生活習慣の定着と地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運を醸成するため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推進する。「早寝・早起き・朝ごはん」のシンボルマーク、キャッチフレーズを学校の組織全体で活用し、周知する。

「食育月間（6月）」「食育の日（毎月19日）」「全国学校給食週間（1月24日～30日）」等の活用

食育月間や食育の日、全国学校給食週間等を活用し、食育や健康への関心や理解を深める。「学校だより」「食育だより」「給食だより」等を活用して広報・啓発活動を行なうほかやイベント等を実施し、学校・家庭・地域との連携を図る。

多様な暮らしに対応した「共食」の推進

家族が食卓を囲んで食事を取りながらコミュニケーションを図る共食は、食育の基礎を形成する上で重要である。児童生徒への食育を推進していく大切な時間と場であることから、家族との共食を「新しい生活様式」に対応しながら可能な限り推進する。

少子高齢化が進む中、世帯構造や社会構造も変化し、家庭生活の状況が多様化してきている。こうした状況を踏まえ、異学年・異校種における交流給食を今後とも継続および検討しながら、地域・保護者等とも連携・協働を図り、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会を増やしていく。

朝ごはんしらべ（調査）の実施

朝食の習慣を定着させ、朝食を欠食する児童生徒の割合を減少させることは、食に関する具体的な目標である。そのため、児童生徒の実態把握や、「早寝・早起き・朝ごはん」の達成状況を検証、変容の把握や分析し評価する。評価結果は、保護者に公表し、児童生徒の食生活の改善や食への関心の向上、学校・家庭・地域の連携の構築に役立てる。

伝統的な食文化の保護・継承

学校・家庭・地域が連携して、郷土料理や伝統食材、食事の際の作法等、伝統的な食文化に関する児童生徒の関心と理解を深めることにより、伝統的な食文化の保護・継承を推進する。さらに学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用を強化し、練馬区の食文化の魅力を再発見する。

持続可能な食料生産

「作る責任・使う責任」を果たすことができるように、食と環境が調和し、持続可能なものとなる必要がある。食べ物を大切にするという考え方や環境へ配慮した食育を推進する。

(2) 体験活動や交流による食育の推進

日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立っている。また、食事に至るまでには、生産者を始め多くの人々の苦労や努力がある。これらのことを実感できるよう、動植物の命を尊ぶ機会となる体験活動やSDGsの視点を取り入れた適切な情報発信等を通して感謝の念や理解を深める活動を取り入れていくことが大切である。

地域の農家等と連携した食農体験の推進

生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」に

ついて体験し学ぶことで、生命と出会い、生命と自然と食のつながりに気付くことができる。

練馬区は 23 区で最も広い農地面積を有し、都市生活と融合した生きた農業が存在している。農家の多くは消費者のニーズに対応するため少量多品目の野菜等を生産しているほか、農業体験農園や観光農園など都市農業の魅力を生かした農業経営を展開している。児童生徒は体験活動を通じて農地の有効性を知るとともに、都市生活に不可欠な都市農業への理解を深める必要がある。

学校の実態に応じて地域の農家等と連携を図りながら、生命の尊さを実感できる農作物の栽培に取り組み、児童生徒の心身の成長および人格の形成を図っていくことが大切である。また、そのような取組を通して食卓に上がる野菜がどのように作られているのか、畑の虫たちと農作物との共生といった生産の現場への理解や、食の安全への関心を促すことも大事である。地産地消と SDG s の関わりである資源保護、フードマイレージの縮減についても取組を進めていく。

さらに、食べ物の生産等に関わる人々への感謝の心や、地域の農業の特色や食文化についての理解を育むよう工夫する必要がある。

【参考】農業振興イベントを通じた食農体験

練馬区では、地域の農家や J A 東京あおばと協力し、酪農体験、練馬大根収穫体験、練馬大根引っこ抜き競技大会といった、休日に家族ぐるみで参加できるイベントの実施や、ふれあい農園（いも掘り等の斡旋）の実施により、区民等が農や生産者と触れ合える機会を創出している。

また、区内農家等が実施するマルシェへの支援や、農家の庭先直売所の紹介などを通じ、練馬産農産物の P R と地産地消を推進している。

児童生徒の食や農業への関心を高め、都市農業への理解を深めるため、これらの取組を情報発信していく。

関係団体等の協力による食に関する生産・流通・消費の学習

地域の農園で生産された農産物は、収穫直後に新鮮なまま食卓に届けられ、輸送のための環境負荷も少ない。農産物の流通の学習を通して地域農園で生産された農作物を消費する利点を知り、生産・流通・消費に係る食料問題や SDG s の課題にも目を向けさせていく。

食に関する感謝の念と理解を高める学習

食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことである。児童生徒に「いただきます」や「ごちそうさま」等の意味を指導し、習慣化させることで、日常生活の中で食物に対する感謝の念を表現できるようにする。

(3) 家庭・地域との連携

児童生徒の食に関する理解を深め、望ましい食習慣の形成が図られるよう、家庭・地域とともに啓発活動を行う。

給食試食会、料理教室等の実施

- (ア) 給食試食会は、保護者が学校給食への理解を深めるとともに、食の基本は家庭にあることを理解する機会となる。従来の試食会の内容を充実させ、家庭と学校とが協力して食育を推進していく基礎を築くよう目的を明確にして実施する。
- (イ) 料理教室・親子料理教室等は、食への関心と親子の絆を深めることを目的に、栄養教諭・学校栄養職員等が中心となり、校内の食育推進チームと連携して実施する。

講演会や保護者会等を活用した家庭・地域への情報発信

食育講演会や保護者会等では、学校毎に児童生徒の実態および「生活リズムの向上」等の食に関する問題を取り上げ、家庭・地域への食育の啓発を行う。教育委員会事務局は、各学校の実施状況を調査し、調査結果について情報提供することで学校の取組の支援を行う。

(4) 学校保健委員会等の活用

学校における組織および機能を活用した食育への取組

学校における食育を推進するためには、社会の新たな課題にも着目し、デジタル化に対応した食育を推進していくなど、その場面に応じて、学校内外の様々な組織を活用していくことが必要である。

学校に設置されている食育推進チームや学校保健委員会等の組織・機能を十分活用することにより、学校と家庭・地域等が緊密に連携して食育推進に取り組んでいくことが可能となる。

特に、学校保健委員会等を活用し、児童生徒の健康教育に関わる取組を進めていく中で、学校から積極的に食育を啓発していく。

<学校保健委員会>

学校保健委員会は、学校における児童生徒の健康づくりについて意見交換し、研究協議するとともに、健康づくりのための実践活動を行う組織である。管理職および教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者や地域の代表者等で構成される。

地域全体における生活リズム向上の推進

近年の児童生徒の食生活および生活リズムの乱れなどによる健康への影響を踏まえ、学校は食育を通じた健康教育等を積極的に保護者に啓発する必要がある。学校では、家庭や地域の協力を得て児童生徒の健康状態や健康上の課題等を把握し、その情報を家庭や地域に発信していく。

(5) 地産地消の推進

23 区内でも、とりわけ緑豊かな環境に恵まれた練馬区は、身近に農地や農家が多い。こうした環境を生かし、生産から流通、消費に至るまでの過程を学習することは、食への関心を高める上で効果的である。

学校は、学校農園等の活用や地域農家等の協力を得た学習を通して児童生徒の生産体験を充実させるとともに、関係団体等と協力して、商品流通を学ぶ機会を設ける。

関係各部、地域の生産者団体等との連携・協力体制の構築

教育委員会事務局は、関係各部と連携、協力して、学校・家庭・地域が連携した食育を一層推進できるよう取組んでいく。そして、児童生徒が日常生活の中で、主体的に食育に取り組む「生涯食育社会」の実現に向け、適宜必要な情報を提供するなど、食育推進のための支援体制の構築を図っていく。

学校給食での身近な農産物の活用

登校する途中で見かける農産物が学校給食に使われることは、児童生徒の食への関心を高めることにつながる。更に、学校給食に地場産物を活用することは、目の前の食材が「生きた教材」となり、地域の食文化や産業、生産、流通、消費などの食料事情への理解を深めることに役立てることができる。

区内産キャベツは都内一の生産量・生産面積を誇り、練馬を代表する農産物である。また、伝統野菜として練馬大根が広く知られている。練馬区では区立小中学校において、これらを使った一斉給食を実施している。

【参考】補助教材「練馬大根を活用した食農教育推進教材」の活用

練馬を代表する伝統野菜である「練馬大根」について、区立小学校3年生の「社会科」および「総合的な学習の時間」の地域学習における利用を想定し、練馬区は平成27年度から補助教材を作成し配布している。



練馬産野菜を使用した給食の実施

4 進行管理と評価

学校における食育は、教育活動全体を通じて総合的に推進することにより成果が期待できるものである。したがって食育の評価は、各教科等における個々の指導の評価だけでなく、食育全体の推進体制等も含めて行う必要がある。

そのため、以下の方法により評価を行う。

(1) 目標の設定

各校において「食に関する指導の全体計画」における「食に関する指導の目標」と、それに基づく「各学年の食に関する指導の目標」を設定する。

(2) 評価指標の設定

以下の例を参考に、学校の実情等に応じ適切に設定する。

教育課程への位置付けや校務分掌への位置付け等、食育推進体制の整備状況
全体計画、年間指導計画等の作成・改善状況

食に関する指導の実施状況

朝食摂取、睡眠時間、排便習慣等、生活習慣に関する調査結果

農業体験等、食に関する指導における体験活動の実施状況

献立作成における栄養バランスや食味の改善状況

食に関する指導における学校給食の活用状況

学校給食における地場産物の活用状況

伝統的な食文化の継承等に向けた郷土食や伝統料理等の献立への活用状況

適切な給食時間の設定等の環境整備状況

アレルギー対応等個別対応の整備・実施状況

学校間や家庭・地域との連携状況 など

(3) 具体的な評価基準の設定

「A：十分達成」「B：ほぼ達成」「C：要改善」のように、達成度を判定するための基準を定める必要がある。そのためには、達成度を判定する基準を設ける必要がある。

(4) 評価の実施

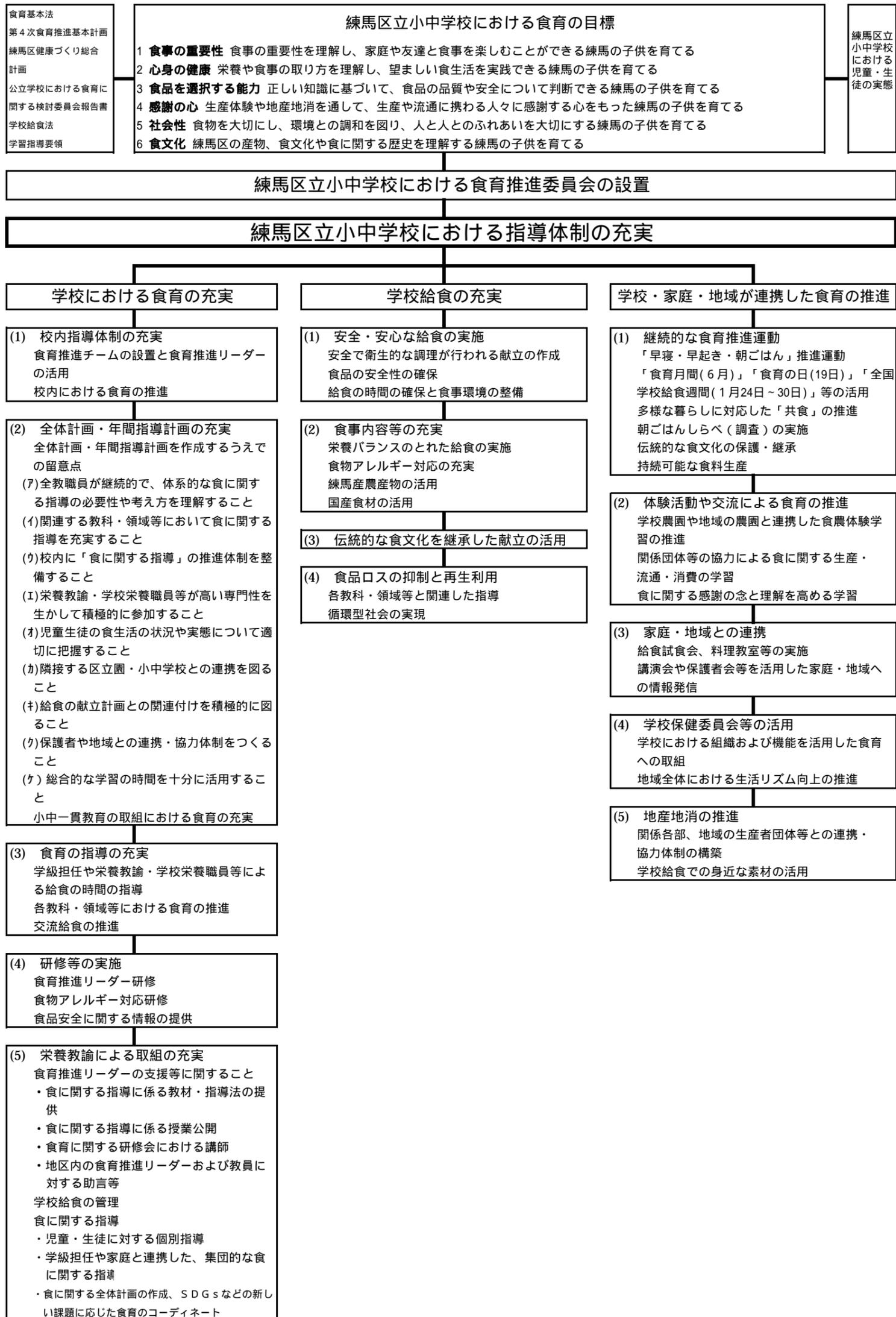
目標の達成状況を検証し、その結果の原因分析等を行うためには、客観的な情報・資料を日常的に収集・整理する必要がある。日常的な情報・資料の整理、児童生徒の変容の把握や分析、外部評価のためのアンケートの実施・集約・分析など評価への資料提示に係る諸作業は、食育推進チームを中心に、関係職員の連携・協力のも

とに行うことが望まれる。

また、食育推進に向け、各学校では目標（Plan） 実行（Do） 評価（Check） 改善（Action）というP D C Aサイクルに基づき年間を通して取り組む必要がある。

学校評価の結果は、保護者や地域住民等に対して説明するとともに、広く公表することが原則である。学校における食育の評価についても結果を公表し、学校・家庭・地域の連携体制の改善・強化を促進していくことが重要である。

第4次 練馬区立小中学校における食育推進計画（令和4年度～令和8年度）体系図



令和4年3月24日
教育振興部教育指導課

令和3年度 練馬区教育実践発表会について

練馬区立学校（園）の特色ある教育活動について発表したので、下記のとおり報告する。

記

1 目的

いじめ防止、小中一貫教育および学校運営協議会に関して実践してきた成果について、各学校（園）に向けて発表し普及を図る。

練馬区立学校（園）の特色ある教育活動や優れた教育実践について、地域や保護者に向けて周知し、教育活動への理解を深めてもらう機会とする。

2 発表方法

発表内容を動画にて配信

3 配信期間

令和4年2月17日（木）～2月28日（月）

4 主な発表内容（詳細は別紙参照）

いじめ防止実践事例発表

ア いじめ防止シンボルマーク表彰

イ 学校（園）奨励校実践報告

小中一貫教育実践事例発表

ア 中学校グループ発表

イ 練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園発表

学校運営協議会制度研究指定校中間報告

ア 概要の説明

イ 研究指定校による中間報告

いじめ防止実践

(1) いじめ防止シンボルマーク入賞者の紹介

小学校1・2・3年生部門 最優秀賞



光が丘春の風小学校 3年
岩瀬 ひまり さん

作品に込めた思い

学校みんながいじめをやめて、仲良く手をつないで過ごせるようにと思いをこめて作りました。
いつの日か、いじめがなくなってほしいと思います。
私もみんなに優しくするなど、できることをしていきます。

小学校4・5・6年生部門 最優秀賞



北町西小学校 6年
白本 帆乃 さん

作品に込めた思い

みんながお互いに助け合ってほしいという気持ちで描きました。
みんなが見て分かりやすく、ポジティブなイメージをもってもらえるように意識しました。
みんなが今よりも優しい気持ちになれるとうれしいです。

中学生部門 最優秀賞



大泉第二中学校 3年
萩原 ゆらな さん

作品に込めた思い

私はこの絵に、世界中のいじめがなくなってほしいという願いを込めました。無視や差別、暴力やSNSでの書き込み…。その他様々ないじめが気付かないうちにも行われ、心身ともに傷付き、命を絶ってしまう人が少なくありません。
しかし、誰もがもっている優しさや思いやりのある温かい心をしっかり育てれば、そのようないじめはなくなるのではないのでしょうか。
その心をもち、いじめをなくしましょう。

※いじめ防止シンボルマーク入賞者の作品展示

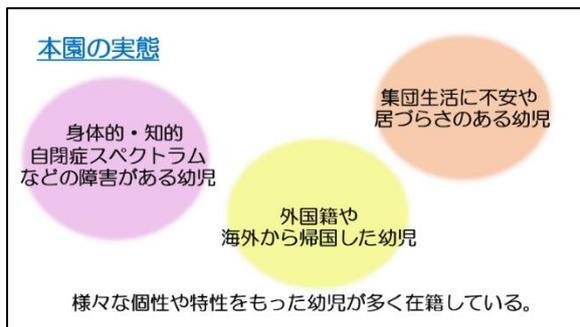
練馬区役所本庁舎1階 アトリウムにて

令和4年2月17日(木)～2月27日(日)まで

(2) いじめ防止実践事例学校奨励賞受賞校の事例発表

○光が丘むらさき幼稚園

「自分と友達の違いに気付くきっかけ」



学級に向けての環境の工夫や指導

- A児の言動や好きなこと、苦手なことなどの情報やA児の気持ちなどを言葉にして知らせる
- A児も参加できる活動（じゃんけん列車やラウンドチェーンなど）を取り入れ、みんなと関わる機会をつくる など

○光が丘第八小学校

「6年生によるいじめ防止に向けた企画書作り」

「特別支援学級でのあいさつ名人の取組」

**光っ子リーダーとして
工夫し過ごす学校生活**

校庭での集会

リモートでの集会

委員会活動

クラブ活動

光っ子班活動

**高学年は、お手本として頑張るとともに
挨拶を頑張っている下級生を見つける**

○開進第三中学校

「ふれあいリーダーの取組」

ふれあいリーダーとは・・・

いじめなどの未然防止、早期発見、早期対応につながる生徒主体の取組です。

つまり…

仲間同士で
『困っている人、悩みを抱えている人を支えてあげる』
という活動です。

取組と成果…

- 週ごとにクラスの様子をノートにまとめ担任に伝える。また、話し合った内容を学活等でクラスメイトに伝える。
- 生徒同士の関わりの中で困っている生徒に気づいた際、声掛けを行う。

↓

- 教員では見落としがちな生徒の小さな変化を知ることができ、早期の生徒指導につながった。
- クラスメイトからの声掛けにより、新たな友人関係を構築することができ、不登校の未然防止につながった。

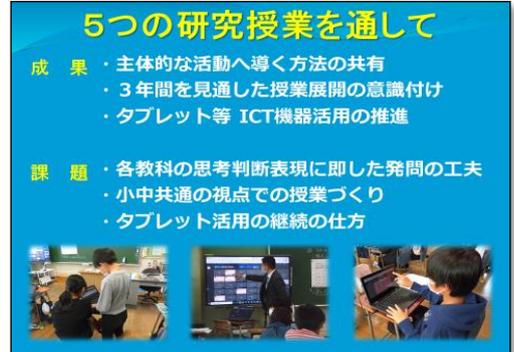
小中一貫教育実践

(1) 中学校グループ発表

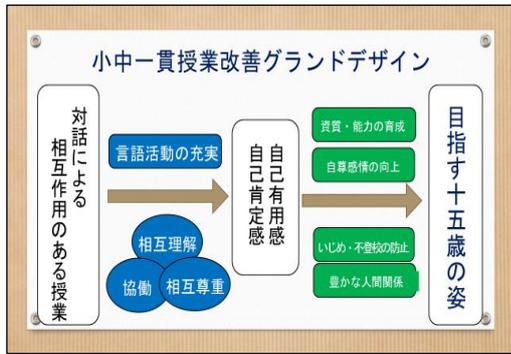
○旭丘中学校グループ（旭丘中学校・旭丘小学校・小竹小学校）

【3年間を見通した授業研究】

- ・現小学校5年生・6年生の児童を対象として、3年間継続的に授業研究を積み重ねていく。
- ・令和3年度の実施教科は、算数、社会、外国語、音楽、体育の5教科であった。
- ・各教科の分科会で指導案検討、授業見学、研究協議を行い、成果と課題を整理した。



○豊玉第二中学校グループ（豊玉第二中学校・豊玉第二小学校・豊玉東小学校）



【主題に基づく授業研究】

(1) 年4回の小中合同研究の実施

「人間関係力を大切にした授業改善の取り組み」を研究主題として、小中教職員相互授業参観を実施した。

(2) 小学校5・6年生対象の中学校の乗り入れ授業
年14日の乗り入れ授業を計画し、スムーズな接続と教職員の連携により、「目指す15歳の姿」の実現を図っている。

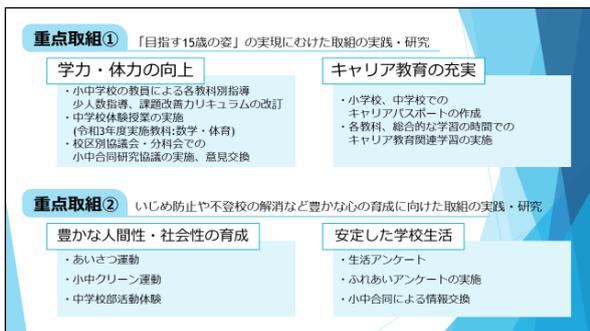
○練馬中学校グループ（練馬中学校・練馬小学校・高松小学校・春日小学校）

【中学生が小学生に答えるオンライン質問会】

- ・「来年の入学に向けて小学6年生が中学1年生に聞きたいこと」をテーマとして設定した。
- ・中学生が学習や定期考査などの学校生活について紹介したあと、双方向でのやり取りをした。



○豊溪中学校グループ（豊溪中学校・旭町小学校）



【目指す15歳の姿の実現に向けた取組】

(1) 学力・体力の向上

中学校体験授業への小学生の参加
課題改善カリキュラムの協議
⇒小中9年間を見通した指導の実施

(2) キャリア教育の充実

キャリア・パスポートの活用
⇒活用の方法を共有し、各教科や総合的な学習の時間で、関連学習を実施した。

○石神井南中学校グループ（石神井南中学校・下石神井小学校）

服のチカラ プロジェクト

服のチカラプロジェクトでは、小中学校で連携することにより、約4,900枚もの服が集まり、難民の子供たちへ寄付することができた。SDGsの取り組み意識の高まりとともに、児童・生徒の達成感も大きく、小中学校のつながりを感じることができた。

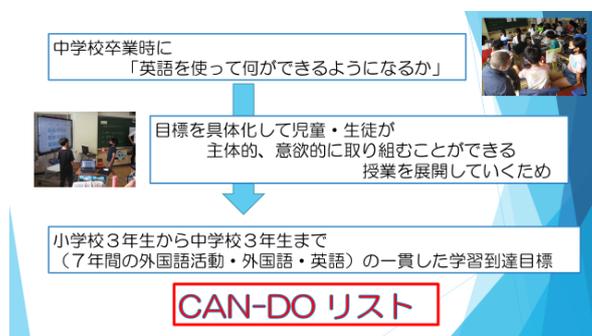


【服のチカラプロジェクト】

小中学校で連携して4,900枚もの服を集め、難民の子供たちへ寄付をした。
⇒SDGsの取組の意識を高めるとともに、児童・生徒も大きな達成感を味わった。
⇒小中学校のつながりを実感できた。

○三原台中学校グループ（三原台中学校・光和小学校・橋戸小学校・泉新小学校）

【外国語（英語）科CAN-DOリスト作成】
中学校卒業時に「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、泉新小・橋戸小・光和小学校の3年生から三原台中学校3年生まで（7年間の外国語活動・外国語・英語）の一貫した学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形で設定した。



○光が丘第一中学校グループ（光が丘第一中学校・光が丘四季の香小学校）

いじめ防止シンボルマークの交流



- 光が丘第一中学校グループでは、人、作品、情報の交流を通して、お互いを理解し合うことを目標に取り組んでいる。
- 取組の一環として、毎年11月に実施しているふれあい月間で、作成した成果物を交流している。
- 今年度は、いじめ防止シンボルマークの作品交流を行った。
- 小学生は、中学生の作品を見ることで将来の安全安心な中学校生活をイメージすることができた。
- 中学生は、年長者としての役割を自覚することができた。

【いじめ防止シンボルマークの交流】

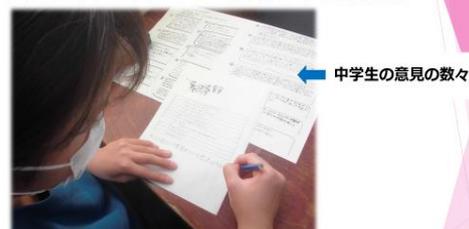
「ふれあい月間で作成した作品の交流」を、少なくとも10年以上継続している。今年度は、「いじめ防止シンボルマーク」の作品交流を実施した。
⇒小学校、中学校という学校の枠を越え、同じ地域に住む青少年として、それぞれがお互いを思いやる豊かな心を育てている。

○上石神井中学校グループ（上石神井中学校・上石神井小学校）

【いじめをテーマとした道徳授業】

小学校・中学校ともに、「いじめ」を共通テーマとした道徳の授業を実施した。小学生が最初に自分たちで考えた後、中学生の意見を読み、改めて自分の考えを振り返る機会を設けました。自分では気付かないことに気づき、新たな視点で考えを深めることができた。

小学生と中学生のワークシート交換による意見交流



中学生の意見を読んで、前回の自分の考えと比較しながら再度考えます。

○八坂中学校グループ（八坂中学校・八坂小学校・豊溪小学校）



【ほっとエピソード】

学校行事の取組で見つけたクラスの仲間の良いところをメッセージカードに記入し、1枚にまとめた。中学校で行っていた取組を、今年度は八坂小学校でも行った。子どもたち同士が互いを認め合うことで、自己肯定感が高まっている。

(2) 練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園発表

【小中教員の協働を生かした授業研究】

小中教員の協働を生かすためにたてわりチームを編成して、「主体的に学習に取り組む態度」について研究を進め、それぞれのチームで授業提案をした。

⇒児童・生徒たちは、自分たちで学習を進め、分からないことを率先して調べようとする姿が見られるようになった。

【研究主題】

小中教員の協働を生かした

「主体的に学習に取り組む態度」を育む

授業の創造



～児童生徒が単元のPDCAサイクルを意識しながら、意欲的に学習に取り組む授業を通して～

学校運営協議会制度研究指定校中間報告

(1) 研究の概要説明

～練馬区の教育施策の方向性～

「練馬区教育・子育て大綱」
(令和3年3月改定)

練馬区教育・子育て大綱

〔教育分野目標〕
夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

<取組の視点2>
家庭や地域と連携した教育の推進

学校運営協議会制度の役割

- ①地域と学校の連携・協働体制構築事業への補助
⇒地域人材や地域組織等との連携の活性化
- ②地域のニーズを反映し、
地域と一体となった学校運営の実現
- ③長期的な展望に基づく
地域に根ざした学校運営方針の継続化

(2) 練馬区教育課題研究指定校（練馬東小学校、光和小学校、豊溪中学校）研究中間報告

※令和4年11月18日（金）に合同発表会を実施する予定

令和 4 年 3 月 24 日
教育振興部教育指導課

令和 3 年度 練馬区立中学校英語 4 技能検定の実施報告について

令和 2 年度より練馬区立中学校および練馬区立小中一貫教育校の生徒の英語 4 技能検定を実施している。令和 3 年度は、下記のとおり実施したので、報告する。

記

1 調査対象

練馬区立中学校 第 2 学年、練馬区立小中一貫教育校 第 8 学年 約 4, 4 3 2 名

2 実施日程

令和 3 年 9 月 1 日（水）～10 月 29 日（金）から各校が選択

3 調査問題等の送付および回収

調査問題・機材等の送付、解答用紙・機材等の回収は、委託業者が行った。

4 調査の実施

調査は、各学校において実施した。

5 調査結果

	聞くこと	読むこと	話すこと	書くこと
練馬区平均	109.3	90.8	98.8	144.0
全国参考値	93.0	82.0	87.0	134.0

令和4年3月24日
教育振興部教育指導課

令和4年度 練馬区立小学校英語4技能検定の実施について

令和2年度より小学校第3・4学年の外国語活動および第5・6学年の外国語が本実施となり、小学校においても「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能をバランスよく育成することが求められている。

このことから、令和4年度より、下記のとおり英語4技能検定を練馬区立小学校および練馬区立小中一貫教育校の第6学年の児童を対象に、下記のとおり実施する。

記

1 調査目的

- (1) 練馬区教育振興基本計画を踏まえ、グローバル化が進む社会を見据えた教育の実現の手だての一つとして英語指導の充実を図る。
- (2) 児童の英語4技能の力を評価することを通し、児童自身が言語活動における技能別の力を把握し、児童の学習意欲を向上させる。
- (3) 教師が、児童の英語4技能の力を把握することを通し、技能別の力を身に付けるために教師が自らの指導の成果を検証し、英語教育の充実や授業改善に役立てる。

2 調査対象

練馬区立小学校・練馬区立小中一貫教育校 第6学年 約5,650名

3 実施日等

(1) 実施期間

令和4年11月1日(火)～12月9日(金)の任意の日程を各校で選択する。(予定)

(2) 実施時間 約90分

(うち①聞くこと約21分/①読むこと約12分/③話すこと約12分/④書くこと約15分)

4 調査問題等の送付および回収

調査問題・機材等の送付、解答用紙・機材等の回収は、委託業者が行う。

5 調査の実施

調査は、各学校において実施する。

資料 9	
------	--

令和 4 年 3 月 24 日

こども家庭部子育て支援課

指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館）

指定管理者の指定について（練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブ（以下「東大泉児童館等」という。）の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 選定に至る経緯

東大泉児童館等は、平成28年度から株式会社ウィッシュが指定管理者として事業を運営しており、現在2期目である。

その指定管理者である株式会社ウィッシュとグループ会社の株式会社ポピンズとの間で、令和3年11月11日付けで吸収分割契約を締結したことにより、株式会社ウィッシュの児童福祉施設事業が、令和4年4月1日をもって株式会社ポピンズに承継されることになった。

事業を承継する株式会社ポピンズから指定の申請があったため、団体を特定して選定を行ったものである。

3 指定管理者

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 広尾プラザ5階

株式会社 ポピンズ

代表取締役 井上正明

4 選定の対象とする団体を特定する理由

(1) 指定管理業務に関し、株式会社ポピンズが株式会社ウィッシュの事業を承継し業務の継続性が担保されるため。

(2) 株式会社ウィッシュの運営は良好であり、事業を承継する株式会社ポピンズも同様に良好な運営が期待できるため。

(株式会社ウィッシュのモニタリング最終総合評価(令和2年度)は「良」)

5 指定の期間

令和4年4月1日(吸収分割の効力発生日)から令和8年3月31日(現在の指定期間の終期)まで(4年間)

6 選定の経過

令和3年10月14日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議) (企画提案書作成要項の審議)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)
12月3日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
12月6日	申請書類受付 経営診断委託
12月20日	第2回指定管理者選定小委員会 (申請団体の評価、採点)
令和4年1月14日	令和3年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

7 選定の理由

申請団体が株式会社ウィッシュの事業を承継することから、株式会社ウィッシュの実績を申請団体のものとし、企画提案書、経営診断結果その他提出書類等に基づき評価を行った。

その結果、これまでの運営実績から引き続き適切な運営・管理が期待できること、併設施設と合同行事を行い、子どもの自主性、創造性などを育むだけでなく、関係機関等と連携が期待できること等の理由により、株式会社ポピンズが東大泉児童館等を運営するにふさわしい団体と判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

通常の場合では申請団体の経営状態を評価するものであるが、本件については、株式会社ウィッシュの事業を承継することにより、売上げや資産等の変動が予想されるため、両社の議決権を100パーセント保有する親会社「株式会社ポピンズホールディングス（以下「ホールディングス」という。）」の連結グループ全体を対象として評価を行った。

連結グループ全体の経営状態は、利益を上げる力、資金力が特に優れている。また、自己資本比率は高く、安全性は高い。全体として良好な経営状態であり、長期的に安定した事業活動が可能である。

申請団体である株式会社ポピンズは、連結グループ全体の売上高に占める売上げの割合が8割を超えており、役員の半数以上をホールディングスの役員が兼任するなど、ホールディングスとの一体性は高く、連結グループ全体の経営状態と同様、長期的に安定した事業活動が期待できると評価した。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

(3) 団体の施設運営実績

全国各地で多数の児童福祉施設を運営しており、児童館および学童クラブの運営を円滑に行う能力と実績を十分に有しているため、今後も引き続き安定した施設運営が期待できる。

また、当該施設において、昨年度の利用者アンケートによる満足度は3施設平均で

95.3パーセントであり、評価は良好である。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

施設の運営は従前のおよりの体制にて実施し、職員も継続して雇用する提案がある。また、資質の高い職員を採用し、各種研修および現場でのOJTにより職員の育成を行い、組織全体の能力を高める提案があり、いずれの提案も評価できる。

アンケートや地域懇談会など、意見・要望を伝えやすい機会を設けるとともに、意見・要望を真摯に受け止め運営に反映させる提案があり、評価できる。

法人本部は現場職員が児童や利用者の対応に専念できるよう様々な支援を行うとともに、現場と連携しながら問題解決やサービスの向上、地域との連携に取り組む提案があり、評価できる。

安全管理・応急処置等の研修は継続して毎年行うほか、職員のスキル等に合わせた多様な研修を実施し、職員の質の向上に努める提案があり、評価できる。

オンラインによる感染症予防に関する研修を実施し、感染が小康状態となっても、感染予防を徹底する提案がある。また、職員のプライベート行動ルールを策定する提案がある。これらの提案は、職員の高い感染予防意識および児童の安全につながるため、評価できる。

(6) 利用者等への対応

苦情対応は、対面、電話、書面等により随時受け付け、迅速かつ的確に対応し、組織的に対応できる仕組みづくりを行う提案があり、評価できる。

子どもの権利条約研修を行い、内容を理解するとともに、事例を挙げながらグループディスカッション等を実施することで、職員の意識向上につなげていく提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

衛生管理や備品、遊具等の状況について、チェックリストを使い毎日点検を実施することや、来館者への挨拶、声掛けを全職員で徹底することで不審者の侵入を防ぐ提案は、施設の維持管理・利用者の安全・安心につながる取組であり、評価できる。

児童館周辺の安全マップを児童や利用者と一緒に作成し、防犯の意識を持っていた

だくことに加え、地域の方々と連携し、普段から周辺のパトロールや緊急時の児童の送迎などを行う提案は、地域や利用者の特性を的確に捉えた提案であり、評価できる。

危機管理マニュアルを整備した上でヒヤリハット事例の報告・分析等を行い、改善策を周知徹底することで事故防止に努めることや、併設の敬老館、保育園と合同避難訓練を実施する提案は、危機管理体制を整備するだけでなく、併設施設との連携につながる提案であり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

法人のノウハウを生かしたネットワークを駆使し、優秀な人材を確保する提案があり、評価できる。

児童館および学童クラブの運営実績を生かし、職員体制の補充等、法人全体で事業運営のバックアップを行う提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

0歳から18歳まで継続的な関わりと支援を行うことに加え、利用者が大学生、社会人になってもボランティアへの参加や乳幼児サークルを利用するなど、児童館および学童クラブを通じて地域での活動ができるような提案がある。

このような提案は、地域の居場所である児童館の安定運営ができる点で評価できる。

東大泉児童館では、毎年度、併設の保育園および敬老館と連携して三館合同行事「キャンドルライトin東大泉」を実施している。今後も継続して合同行事を実施し、併設施設等と連携を行う提案があり、評価できる。

(10) 地域への貢献

現在の当該施設における区民雇用率は71.4パーセントであり、今後も職員の採用に当たっては区民雇用に努める提案があり、評価できる。

再委託事業者や物品の調達には区内事業者を活用する提案があり、評価できる。

青少年育成大泉東地区委員会が主催する事業や地区祭等、地域の行事に積極的に参加・協力を行う提案があり、評価できる。

指定管理者選定の審査結果（東大泉児童館等）

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点
	3 団体の施設運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組	30点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	20点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案	30点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点
合 計			200点

2 審査結果

評価項目	配点	申請団体（得点）
		株式会社 ポピンズ
1 安定性・継続性	5	4
2 組織体制	5	4
3 団体の施設運営実績	10	8
4 区内事業者か否か	10	0
5 施設運営体制	30	24
6 利用者等への対応	20	16
7 施設の維持管理・安全性への配慮	30	24
8 効率的な管理運営	30	24
9 施設特性に応じた評価項目	30	24
10 地域への貢献	30	24
合 計	200	152